

葉山町下水道ウォーターPPP
(処理場等施設コンセッション) 事業

公共施設等運営権実施契約書 (案)

令和7年10月

葉山町下水道課

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業
公共施設等運営権実施契約書

- | | | | |
|---|---------------|--|----------------------|
| 1 | 事業名 | 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業 | |
| 2 | 事業の場所 | | |
| | 処理場 | 葉山浄化センター | 神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地 |
| | ポンプ場 | 葉山中継ポンプ場 | 神奈川県三浦郡葉山町一色 2516 番地 |
| | 管路施設 | マンホールポンプ設備 | 処理区域内 |
| | | 葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管路（圧送管） | |
| 3 | 事業期間 | 第 70 条に規定するとおり | |
| 4 | 改築に関する業務の費用総額 | ●円（消費税の額及び地方消費税の額を含まない金額。なお、改築に係る町の支払は第 42 条及び第 43 条に規定するところに従う）。ただし、第 38 条その他の本契約の規定に基づき増減が生じた場合、当該金額を加算又は減算した額とする。 | |
| 5 | 運営権の対価 | 運営権対価の金額は 0 円とする。 | |

上記の事業について、町と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、町及び運営権者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

町	所在地	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

運営権者	所在地	
	商号又は	
	名称	
	代表者	⑩

目 次

第 1 章	総則	1
	（目的及び解釈）	1
	（本事業の概要）	1
	（契約の構成及び適用関係）	1
	（資金調達）	1
	（本事業の収入）	1
	（許認可等及び届出等）	2
	（責任の負担）	2
	（運営権者による表明及び保証）	2
第 2 章	義務事業の承継等及びその他準備	4
	（義務事業の承継等）	4
	（本事業開始前に町が行う運営権設定対象施設の維持管理等）	4
	（運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等）	4
	（協定書の締結等）	5
	（業務実施体制）	5
	（町職員の派遣）	6
第 3 章	公共施設等運営権	7
	（公共施設等運営権の効力発生）	7
第 4 章	本事業	8
	（義務事業の開始条件）	8
	（義務事業の開始遅延）	9
	（義務事業の内容）	9
	（附帯事業）	10
	（任意事業）	10
	（その他）	11
第 5 章	その他の事業実施条件	12
	（第三者への委託等）	12
	（従事職員）	13
	（保険）	13
	（要求水準の変更等）	13
	（町による工事）	13
第 6 章	計画及び報告	15
	（全体事業計画書）	15
	（中期事業計画書）	15
	（年間事業計画書）	15
	（月間事業報告書及び年間事業報告書の提出）	16

(財務情報等の報告・開示)	16
(その他の報告・提出義務)	17
第7章 改築業務等	18
(ストックマネジメントに係る検討)	18
(全体改築実施覚書、中期改築実施覚書、年間改築実施覚書)	18
(町による申請等)	19
(工事の中止)	19
(工期の変更)	20
(単年度対象改築業務に係る増加費用及び損害)	20
(単年度対象改築業務に係る費用の減少)	21
(町の実施確認による検査及び引渡し)	21
(改築工事の目的物に係る公共施設等運営権)	21
(町による改築に関する業務に要する費用の支払)	22
(町の部分払)	22
(国交付金に係る制度の変更)	23
第8章 利用料金の設定及び収受等	24
(利用料金の設定)	24
(使用料等及び利用料金設定割合の改定)	24
(利用料金設定割合の定期改定)	24
(利用料金の臨時補正)	25
(利用料金の収受等)	25
第9章 リスク分担	26
(リスク分担の原則)	26
(流入水量又は流入水質の変動)	26
(維持管理に係るリスク)	26
(反対運動及び訴訟等)	26
(法令等の変更)	27
(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)	27
(不可抗力の発生)	27
(不可抗力による増加費用及び損害の扱い)	28
(損害賠償責任)	29
(第三者に及ぼした損害)	29
第10章 適正な業務の確保	30
(運営権者によるセルフモニタリング)	30
(町によるモニタリング)	30
(要求水準違反違約金)	30
(運営権の行使の停止)	30

(BCP の作成等)	31
(その他必要な措置)	31
第 11 章 誓約事項	33
(運営権者による誓約事項)	33
(運営権等の処分)	34
(普通株主の異動等)	34
第 12 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置	36
(契約の有効期間)	36
(事業期間)	36
(事業引継)	36
(本契約終了による資産の取扱い)	37
(原状回復費用等)	38
(契約不適合責任)	38
第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置	39
(運営権者の事由による本契約の解除)	39
(本事業開始日前のその他事由による解除)	40
(町の任意による解除)	40
(町の事由による本契約の解除又は終了)	41
(不可抗力による本契約の終了又は解除)	41
(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)	41
(合意解除)	41
(本事業開始日前の解除又は終了の効果)	41
(本事業開始日後の解除又は終了の効果)	42
(契約解除違約金等一運営権者事由解除又は終了)	42
(運営権取消等一運営権者事由解除)	43
(運営権取消等及び損失の補償一町事由又は双方無責の事由による解除又は終 了)	43
(運営権取消等及び損失の負担一特定法令等変更又は特定条例等変更による解 除)	43
(運営権放棄・取消等及び損害の負担一不可抗力解除)	44
第 14 章 知的財産権	45
(知的財産権の帰属等)	45
(著作権の利用等)	45
(著作権等の譲渡禁止)	46
(第三者の有する著作権の侵害防止)	46
(第三者の知的財産権の侵害防止)	46
(新技術の導入)	46

第 15 章	その他	48
	(協議会の設置)	48
	(公租公課)	48
	(個人情報の保護)	48
	(情報開示)	48
	(秘密保持義務)	48
	(金融機関等との協議)	49
	(兼業禁止)	49
	(遅延利息)	49
	(管轄裁判所)	50
	(その他)	50
	(疑義に関する協議)	50
別紙 1	定義集	51
別紙 2-1	義務事業の承継等の対象・方法	57
別紙 2-2	物品譲渡契約書	58
別紙 3-1	町が維持する協定等	64
別紙 3-2	町が維持する許認可等	65
別紙 3-3	運営権者が締結する協定等	66
別紙 4	公有財産賃貸借契約	67
別紙 5	保険	73
別紙 6-1	全体改築実施覚書	74
別紙 6-2	中期改築実施覚書	78
別紙 6-3	年間改築実施覚書	82
別紙 7	利用料金設定割合の定期改定(需要及び物価変動)	85
別紙 8	利用料金の臨時補正	88
別紙 9	利用料金収受代行業務委託契約	90
	葉山町工事請負契約約款(参考)	97

第1章 総則

(目的及び解釈)

第1条 本契約は、町及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

- 2 運営権者は、本事業が民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を活用することにより、下水道施設の多岐にわたる問題を解決するに当たっての課題が明確化され、効率的かつ効果的な事業運営が図られることが期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 本契約における用語は、本文中において特に意味が明示されているもの、及び文脈上別意に解すべきものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。また、本契約に定義されない用語で基本協定書、募集要項等、要求水準書に定義される用語は、基本協定書、募集要項等、要求水準書による。
- 4 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の概要)

第2条 本事業は、義務事業、附帯事業及び任意事業から構成される。

- 2 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

第3条 本契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。また、本契約の規定に基づき、別途町と運営権者の間で締結される契約等は、いずれも本契約の一部を構成する。

- 2 前項の各書類の記載内容について齟齬又は矛盾がある場合は、本契約、基本協定書、別途町と運営権者の間で締結される契約等、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が、募集要項等及び要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が募集要項等及び要求水準書に優先する。
- 3 第1項の各書類の記載内容について疑義が生じた場合は、町及び運営権者の間において協議の上、当該記載内容に関する事項を決定するものとする。

(資金調達)

第4条 本事業に要する資金調達は、本契約に別途定める場合を除き、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(本事業の収入)

第5条 本事業において運営権者が収受する利用料金は、運営権者の収入とする。

(許認可等及び届出等)

第6条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得し、本事業期間にわたり維持するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。ただし、町が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、町が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について町が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。なお、町は、別紙3-2に記載の許認可等について、本事業期間中これを維持するものとし、当該許認可等が本事業に必要とされなくなった場合又は変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

- 2 運営権者は、前項但書及びなお書に規定する場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任、並びにこれらが取得又は維持されなかった場合における損害を負担するものとする。
- 3 町は、運営権者が町に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成するものとし、その原本又は原本を提出したものについてはその写しを保存するものとする。運営権者は、本事業終了日に、当該原本又はその写しを町に提出するものとする。
- 5 運営権者は、本事業開始予定日までに、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等を取得した事実を証する書面の原本を町に提示するとともに、その原本証明付写しを町に提出して、その確認を受けるものとする。運営権者は、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、町の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを町に提出するものとする。

(責任の負担)

第7条 運営権者は、本契約に別途定める場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、本契約に別途定める場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。

- 2 運営権者は、本契約に別途定める場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する町による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの町に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は当該報告、通知若しくは説明を理由として、町は何ら責任を負担しない。

(運営権者による表明及び保証)

第8条 運営権者は、本契約締結日現在において、町に対して次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。【※本条は、基本協定締結後速やかに SPC を設立する前提で記載しているため、多分野連携や広域連携を目的とし、既存の SPC を活用する場合は内容を修正します。】

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり本店所在地が葉山町内であること。
 - (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、普通株式及び本完全無議決権株式のみであることの規定があること。
 - (3) 運営権者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
 - (4) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
 - (5) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (6) 本事業を実施するために必要な運営権者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査が、運営権者に対して係属しておらず、運営権者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (8) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (9) 運営権者は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
- 2 運営権者は、本事業開始日において、町に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が●円¹以上であることを表明し、保証するものとする。

¹ 優先交渉権者の提案に基づき記載します。

第2章 義務事業の承継等及びその他準備

(義務事業の承継等)

第9条 運営権者は、本事業開始予定日までに、別紙2-1に記載のとおり、町との間で、①運営権設定対象施設の引渡し及び②運営権者譲渡対象資産の譲渡による義務事業の承継等を完了しなければならない。各承継等の方法については、別紙2-1に記載のとおりとし、運営権者譲渡対象資産の譲渡については別紙2-2の様式に従って物品譲渡契約を締結する。

- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の承継等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後30日以内に、義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、これを町に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 運営権者は、第1項に規定する義務事業の承継等のほか、本事業開始予定日から確実に本事業が実施できるよう、本事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、町は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（町から運営権者に対して第1項に規定する義務事業の承継及び実施に必要となる行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。）するものとする。
- 4 本条による義務事業の承継等に要した人件費その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。
- 5 本契約に別途定める場合を除き、町は、本事業の承継等が本事業開始予定日までに完了しなかった場合であっても、これにより運営権者に発生した増加費用又は損害について一切責任を負わない。

(本事業開始前に町が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

第10条 町は、本契約締結日から本事業開始日までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により要求水準書に記載された内容に従った改築及び維持管理のみを行う。また、町は、募集要項等に記載されたもの以外の改築又は維持管理を行おうとする場合には、あらかじめ運営権者に通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、町及び運営権者は当該増加費用の負担につき協議する。町は、本事業開始日までに行われる改築又は維持管理の結果、運営権者設定対象施設の内容が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。

- 2 前項の規定に従って町が実施する運営権設定対象施設の改築（ただし、募集要項等に記載された改築に限る。）が本事業開始日までに完了しないことにより、運営権者に増加費用又は損害が生じた場合であっても、町は、町の責めに帰すべき事由による場合を除き、当該増加費用又は損害について一切責任を負わない。ただし、当該改築が本事業開始日までに完了しないことにより、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延した場合は、第17条の規定に従うものとする。

(運営権設定対象施設の瑕疵に関する責任等)

第11条 第9条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等町が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項から第3項までにおいて同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後12ヶ月以内（ただし、町が当該瑕疵に関し工事請負業者その他の第三者に対し、本事業開始日以後12ヶ月超の期間にわたり瑕疵の修補請求権を有する場合には、運営権者が本項に基づき町に対して有する権利については、町が当該第三者に対し有する請求権の存続期間と同一の期間とし、以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に町に通知する。かかる通知を瑕疵担保期間内に行った場合、運営権者は、町に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に瑕疵が発見された場合も同様とする。

- 2 町は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合又は町に対して通知された場合、当該瑕疵については一切責任を負わない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、当該瑕疵が、町から運営権者に対する引渡し時において状況が不明確かつ本事業開始後に運営権者における調査及び診断が著しく困難であるものであるときは、運営権者は、瑕疵担保期間経過後であっても、町に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 4 町は、運営権者譲渡対象資産、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等町が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むが、これらに限られない。）が発見された場合、当該瑕疵が運営権者による本事業の運営に重大な悪影響を与える場合に限り、第1項及び第2項の規定を準用する。その他の場合、町は、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。

（協定書の締結等）

第12条 町は、本事業開始日において締結している別紙3-1に記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するように最大限務めるものとする。当該協定等が義務事業に必要とされなくなった場合、変更が必要となった場合又は維持されないこととなった場合には、町及び運営権者が協議の上対応するものとする。

- 2 運営権者は、本事業開始予定日までに、別紙3-3に記載の協定等を締結するものとする。

（業務実施体制）

第13条 運営権者は、本事業期間を通じて、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本

事業の実施体制を確保する。

(町職員の派遣)

第14条 運営権者が町の職員（以下「町職員」という。）の派遣を要請した場合には、町及び運営権者は、町職員の派遣について協議する。

第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の効力発生)

第15条 町及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権が、第16条第1項及び第2項に規定する義務事業の開始条件（同条第3項但書により町が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。かかる効力発生により、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約に別途定める場合を除き、町から運営権者に移転する。

2 運営権の存続期間については第70条第5項の規定に従う。

第4章 本事業

(義務事業の開始条件)

第16条 運営権者は、本事業開始予定日までに、次の各号に掲げる義務事業の開始条件を充足しなければならない。

- (1) 運営権者の①定款の原本証明付写し、②履歴事項全部証明書、③代表印の印鑑証明書、及び④株主名簿の原本証明付写しの町への提出（ただし、いずれも本契約締結日から10日以内に町に提出するものとする。）
- (2) 本契約の締結及び義務の履行に係る内部手続を適法に履行していることを示す書面（株主総会議事録、取締役会議事録等）の原本証明付写しの町への提出
- (3) 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書の写し、並びに③本契約その他町と運営権者との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写しの町への提出
- (4) 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写しの町への提出
- (5) 第6条第5項に規定する本事業の実施に必要となる一切の許認可等の取得及び維持についての町による確認
- (6) 第9条に規定する義務事業の承継等の完了（第9条第1項に規定する物品譲渡契約に基づく譲渡対価の支払いの完了を含む。）
- (7) 第12条第2項に規定する協定書の締結
- (8) 第13条に規定する実施体制が確保されていることの町による確認
- (9) 第22条第1項及び第2項に規定する契約書の写しの提出（ただし、第三者への委託等がない場合を除く。）
- (10) 第23条第1項に規定する従事職員の一覧表の提出（ただし、町が求めた場合に限る。）
- (11) 第24条第2項に規定する保険証券の写しその他付保を証明する書面の提出
- (12) 第27条から第29条までに規定する全体事業計画書、当初5事業年度の中期事業計画書及び当初年度の年間事業計画書の提出並びに町による確認
- (13) 第33条第1項に規定する町が策定している令和8年度から令和12年度までの改築計画（以下「町策定改築計画」という。）につき、基本協定書締結後の町との協議及び調整の実施
- (14) 第64条に規定するBCPの作成及び町による確認
- (15) 構成員（協力企業を除く。）が義務事業の開始と同時に任意事業を行う場合、任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設についての、第20条第2項に規定する公有財産賃貸借契約を原賃貸借契約とする構成員（協力企業を除く。）との間の転貸借契約又は構成員（協力企業を除く。）に対する使用許可及びそれらに係る引渡し
- (16) 前各号のほか、運営権者において、本事業開始予定日までに履行すべき本契約上の義務について不履行がないこと

2 町は、本事業開始予定日までに、次に掲げる義務事業の開始条件を充足しなければなら

ない。

(1) 本契約の締結及び履行のために必要な、関連する条例に係る改正手続の終了

- 3 運営権者は、前二項に規定する開始条件のいずれか1つでも充足されない場合には、義務事業を開始することができないものとする。ただし、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、町が認めた場合（前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、町が認めた場合に限る。）には、運営権者は、義務事業を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に本契約上の義務不履行がない場合であって、第1項及び第2項に規定する開始条件（第3項但書により町が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて充足された時点を本事業開始日として、同日より義務事業を実施する。ただし、各条件が本事業開始予定日以前に充足された場合には、本事業開始予定日をもって本事業開始日とする。

（義務事業の開始遅延）

第17条 運営権者は、本事業開始予定日までに、前条第1項に規定する開始条件（同条第3項但書により町が充足しないことを認めた条件を除く。）をすべて充足させ、義務事業を開始しなければならない。

- 2 運営権者は、本事業開始日が本事業開始予定日より遅延することが見込まれる場合には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を町に通知し、本事業開始予定日の延期を申請しなければならない。この場合、町は、正当な理由があると認めるときは、PFI法第21条第2項に基づき本事業開始予定日を延期することができる。
- 3 運営権者は、前項の対応方針において、義務事業の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される本事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 4 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、町に増加費用又は損害が発生した場合、町は当該増加費用及び損害額の支払を運営権者に請求することができる。
- 5 町の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、町は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。
- 6 法令等の変更又は不可抗力により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日より遅延した場合の措置については、第54条から第57条までの規定に従う。

（義務事業の内容）

第18条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、以下に掲げる内容の義務事業を実施するものとする。なお、各業務の内容の詳細については、募集要項等及び要求水準書に定める。

(1) 経営に関する業務

- ア 運営事業計画作成
- イ 利用料金の収受
- ウ 財務管理
- エ セルフモニタリング
- オ 情報管理
- カ 安全・危機管理
- キ 技術管理
- ク 環境対策
- ケ 地域貢献
- コ その他必要な事項

(2) 維持管理に関する業務

- ア 維持管理計画作成
- イ 運転管理
- ウ 保全管理
- エ その他維持管理

(3) 改築に関する業務

- ア 改築計画支援
- イ 設計
- ウ 工事
- エ 工事監督
- オ その他関連事項

(附帯事業)

第19条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附帯事業を実施するものとする。

- 2 附設設備の附設は、運営権設定対象施設の改築に関する業務のうち設計・工事として実施し、附設が完了した附設設備について、運営権者は速やかに町に引き渡さなければならず（占有改定の方法を含む。）、当該引渡しをもって、当該附設設備に係る所有権は町に移転するものとする。
- 3 前項の規定により町に引き渡された附設設備は、当然に当該附設設備に関連する運営権設定対象施設に含まれるものとして、運営権の効力が及ぶものとする。

(任意事業)

第20条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。

- 2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は町との間で、任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設について、本事業開始日以降、任意事業を開始する

時点までに、別紙4の様式による公有財産賃貸借契約を締結し、又は町から必要な使用許可を受けなければならない。

- 3 任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要となった場合には、町が必要な手続を行う。この場合において、対応する交付金の返還が必要となった場合には、運営権者は、当該返還額相当額を町に支払わなければならない。
- 4 運営権者は、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用又は損害並びに任意事業に関して義務事業及び附帯事業に生じた増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。ただし、多分野連携又は広域連携として、町その他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し、当該受託収入で費用を賄う受託事業として実施する場合を除く。
- 5 構成員（協力企業を除く。）が任意事業を実施する場合、運営権者はこれらの者との間で、これらの者をして義務事業及び附帯事業の継続に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講じさせるためのリスクや役割分担を明記した契約を締結した上で、前各項の規定を準用するものとする。

（その他）

第21条 本事業開始後に町が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、町が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、町は、運営権者と協議の上、実施するものとする。

第5章 その他の事業実施条件

(第三者への委託等)

第22条 運営権者は、本事業期間中、町の事前の承諾を得た場合に限り、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に定めるところに従い、本事業に係る業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる（この場合、運営権者は、委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等（以下「外部委託情報等」という。）を事前に町に対して通知し、かつ、当該第三者との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく町に提出しなければならない。）。ただし、①運営権者の株主又は協力企業（提案書類において本事業に係る業務の受託者として記載されたものをいう。以下同じ。）に対して本事業に係る業務の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせる場合、又は②運営権者の株主又は協力企業以外の第三者に対して、運営権設定対象施設の第18条第2号イに規定する運転管理業務（廃棄物管理及び保安管理を除く。）以外の業務の全部若しくは一部を委託し、又は請け負わせる場合には、外部委託情報等を当該第三者との間で契約を締結した後速やかに町に対して報告することで足りるものとする。

2 前項の定めに従って本事業に係る業務を受託した者（以下本条において「受託者」という。）又は請け負った者（以下本条において「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用しようとする場合、運営権者は、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結する前に、町の事前の承諾を得なければならない（この場合、運営権者は、当該再委託又は下請負に係る外部委託情報等を事前に町に対して通知し、かつ、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で締結した契約書の写しを、当該契約の締結後遅滞なく町に提出しなければならない。）。ただし、①当該再委託先又は下請負先が運営権者の株主又は協力企業である場合、又は②当該再委託先又は下請負先が運営権者の株主又は協力企業以外の第三者であって、かつ、当該再委託又は下請負の対象となる本事業に係る業務が運営権設定対象施設の第18条第2号イに規定する運転管理業務（廃棄物管理及び保安管理を除く。）以外の業務である場合には、運営権者は、当該再委託先又は下請負先に係る外部委託情報等を、受託者又は請負者が当該再委託先又は下請負先との間で契約を締結した後速やかに町に対して報告することで足りるものとする。なお、本項の規定により再委託又は下請負がなされた場合、その後、当該再委託又は下請負による再委託先又は下請負先を受託者又は請負者とみなして本条の規定を適用するものとし、以降も同様とする。

3 運営権者は、本事業期間中、前二項の定めによる委託、再委託、請負及び下請負に係るすべての契約書の写しを備え置くとともに、町が求めた場合には、速やかに当該契約書の写し及び町が合理的に要求する体制図等を町に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業に係る業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものと

する。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、第1項及び第2項の定めに従うものとする。

- 5 運営権者は、本条の規定により本事業に係る業務を委託し、又は請け負わせる場合、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他町が不適切と認める者に対しては、委託し又は請け負わせないものとし、受託者又は請負者をして、暴力団員等及びその他の関係者のいずれかに該当する者その他町が不適切と認める者に対しては、再委託させ、又は下請負をさせないものとする。

(従事職員)

第23条 運営権者は、本事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員及び運営権者が直接雇用する従業員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、町が求めた場合には、速やかに当該一覧表を町に提出しなければならない。また、当該一覧表に変更がある場合は、都度、これを修正しなければならない。

- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員の労働安全衛生管理を行う。
- 3 町は、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して当該従事職員の交代を請求することができる。この場合、運営権者は、かかる請求に対して誠実に対応しなければならない。

(保険)

第24条 運営権者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、本事業の運営に係る安定性の確保に必要な保険として提案書類に記載された種類及び金額の保険（ただし、別紙5に定める種類及び金額の保険を含むものとする。）を付保するものとする。ただし、運営権者は、町が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置を取ることができる。

- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、本事業開始予定日までに、付保した保険契約の内容を町に通知した上で、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を町に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

(要求水準の変更等)

第25条 町は、法令等の変更により要求水準の内容を変更する必要がある場合には、当該変更の内容を運営権者に対して通知し、以後、要求水準は当該通知の内容に従って変更されたものとみなし、運営権者はこれを遵守するものとする。ただし、特定法令等変更又は特定条例等変更による場合は、第37条、第38条、第54条及び第55条の規定に従うものとする。

(町による工事)

第26条 町は、公共下水道の施設に係る工事を、運営権者と協議の上で実施することができる。

この場合において、当該協議の開始から 30 日以内に当該協議が合意に至らなかったときは、町は、町の決定に従って、当該施設に係る工事に伴う要求水準の変更内容を運営権者に対して通知した上で、当該施設に係る工事を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。

第6章 計画及び報告

(全体事業計画書)

第27条 運営権者は、本事業開始予定日の30日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に規定する項目を含む、本事業開始予定日から、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日までの期間についての本事業に係る全体事業計画書を作成し、町に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、要求水準書に定める項目に従い、運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

- 2 運営権者が、本事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町の確認を得るものとする。
- 3 運営権者は、本事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。
- 4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について町の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 5 第70条第2項の規定により合意延長が行われた場合、第1項の規定により町の確認を得た全体事業計画書の対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の30日前までに、要求水準書に規定する項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業全体についての全体事業計画書を作成し、町に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

(中期事業計画書)

第28条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての本事業に係る中期事業計画書を、本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の翌5事業年度についての本事業に係る中期事業計画書を、当該5事業年度開始日の30日前までに作成の上、町に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、中期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、中期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ町の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、中期事業計画書（変更した場合には変更後の中期事業計画書。以下本項において同じ。）について町の確認を得た後、速やかに当該中期事業計画書についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

(年間事業計画書)

第29条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業に係る年間事業計画書を本事業開始予定日の 30 日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業に係る年間事業計画書を、当該事業年度開始日の 30 日前までに作成の上、町に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、年間事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、年間事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ町の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、年間事業計画書（変更した場合には変更後の年間事業計画書。以下本項において同じ。）について町の確認を得た後、速やかに当該年間事業計画書についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

（月間事業報告書及び年間事業報告書の提出）

第30条 運営権者は、本事業期間中、各月の末日から 10 日以内に、本事業の業務に関する月間事業報告書を作成し、町に提出しなければならない。

- 2 運営権者は、本事業期間中、各事業年度の末日から 90 日以内に、本事業の業務に関する年間事業報告書を作成し、町に提出しなければならない。
- 3 月間事業報告書及び年間事業報告書の記載事項及び公表事項等については、町が別途指定する。
- 4 運営権者は、月間事業報告書又は年間事業報告書について町に提出後、速やかにその公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

（財務情報等の報告・開示）

第31条 運営権者は、本事業期間中、次の各号に掲げる運営権者の情報について、当該情報の区分に応じ、当該各号に規定する期限までに、町に報告するものとする。なお、運営権者の事業年度の期間及び決算期間は同一としなければならない。

- (1) 会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類及びキャッシュ・フロー計算書
各事業年度の末日から 90 日以内
- (2) 義務事業、附帯事業及び任意事業に関する損益計算書及び各事業のセグメント情報
各事業年度の末日から 90 日以内
- (3) 会社法第 435 条第 2 項に規定する事業報告
各事業年度の末日から 90 日以内
- (4) 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書
各計算書類及び事業報告書の提出と同時
- (5) 各事業年度の末日現在における株主名簿の原本証明付写し

各事業年度の末日から 90 日以内

- (6) 前各号に掲げる情報のほか、要求水準書に定める情報
要求水準書に定める期限まで

- (7) その他運営権者が自らについて報告又は公表すべきと判断した情報
速やかに

2 運営権者は、前項の規定により報告した内容のうち、前項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号（ただし、要求水準書において公表を求める情報に限る。）及び第 7 号の内容について、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。

3 運営権者は、第 1 項の報告事項のほか、町から統計情報の作成のための情報提供を求められた場合には、本事業に関する必要な情報を町に対して提供する。

（その他の報告・提出義務）

第32条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に規定する事項並びに本事業に関し町が必要と認めて（固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に規定する期限までに（報告又は提出の期限が規定されていない場合には遅滞なく）町に報告又は提出しなければならない。

第7章 改築業務等

(ストックマネジメントに係る検討)

第33条 町及び運営権者は、町が町策定改築計画を策定していること、町が、当該改築計画につき基本協定書の締結後に構成企業との間で協議及び調整を行ったことを確認する。

- 2 町及び運営権者は、町策定改築計画のうち、本事業開始予定日を含む事業年度から令和12年度までの期間についての部分が第4項の条件を満たした内容になっていることを確認する。
- 3 運営権者は、次の各号に掲げる改築計画につき、町及び運営権者の間で協議及び調整を行い、町の承諾の下に当該計画期間開始予定日の前々事業年度の3月末日までに案を作成するものとする。なお、当該改築計画に国交付金及び町単独事業の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者はあらかじめ町に申し入れを行うものとし、町は、運営権者と協議の上、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「交付金等対象外改築業務」という。）。
 - (1) 改築計画（令和13年度から令和17年度まで）
 - (2) 改築計画（令和18年度から令和22年度まで）
 - (3) 改築計画（令和23年度から令和28年度まで）
 - (4) 改築計画（令和29年度から令和32年度まで）
- 4 町及び運営権者は、前項第1号から第3号に基づき改築計画を作成する場合には、町及び運営権者が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる改築に関する業務に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる当該事業年度における改築に関する業務に要する費用の総額として全体改築実施覚書に記載された金額以内の額としなければならない。

(全体改築実施覚書、中期改築実施覚書、年間改築実施覚書)

第34条 運営権者は、本事業期間に運営権者が実施する予定の運営権設定対象施設の改築について、本契約の内容を補充するため、本事業開始予定日の30日前までに、町との間で、別紙6-1の様式による全体改築実施覚書を締結する。全体改築実施覚書には、本事業期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額及び本事業期間中の第33条に基づく各改築計画に係る各対象期間中に実施される予定の改築業務に要する費用の総額を規定するものとし、当該各対象期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額は、当該費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。

- 2 運営権者は、第33条に基づき改築計画が策定された場合、当該改築計画の対象期間に運営権者が実施する予定の運営権設定対象施設の改築について、本契約の内容を補充するため、当該期間に属する最初の事業年度の30日前までに、町との間で、別紙6-2の様式による中期改築実施覚書を締結する。中期改築実施覚書には、当該対象期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築業務に要する費用を定めるものとし、中期改築実施覚書に定

める当該対象期間中に実施される予定の改築に関する業務に要する費用の総額は、当該費用の総額として改築計画に記載された金額以内の額としなければならない。

- 3 運営権者は、各事業年度の単年度対象改築業務について、当該単年度改築業務の対象となる事業年度の前事業年度の9月末日までに計画案を作成するものとする。本契約の内容を補充するため、その内容を町と協議及び調整の上、単年度対象改築業務の対象となる事業年度の4月20日まで（ただし、当該事業年度の4月10日までに改築に係る国交付金に係る国の予算の配分がなされない場合には、町が別途定める日まで）に、町との間で別紙6-3の様式による年間改築実施覚書を締結する。年間改築実施覚書において定める単年度対象改築業務に要する費用（ただし、前事業年度以前の事業年度において国交付金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、当該事業年度を期間として含む中期改築実施覚書に定める当該事業年度の改築に関する業務に要する費用の金額を上限としなければならない。ただし、本契約に従って年間改築実施覚書を変更する場合はこの限りではない。
- 4 前項の規定にかかわらず、年間改築実施覚書の対象となる事業年度における、改築に係る国交付金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年間改築実施覚書に定める単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、町は、改築計画及び中期改築実施覚書の内容にかかわらず、運営権者と協議の上、当該年間改築実施覚書に定める単年度対象改築業務の内容を、原則国交付金に係る国の予算の配分額に合わせた内容とするものとする。
- 5 全体改築実施覚書、中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本契約第35条から第44条までの規定並びに改築計画、全体改築実施覚書、中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。
- 6 運営権者は、第3項に規定する年間改築実施覚書を締結する際に、単年度対象改築業務に要する費用の額を決定する上では、町の要望又は運営権者による提案により、設計変更に基づく契約金額の変更を検討する。当該変更の方式については、町が別途定めるものとする。

（町による申請等）

第35条 運営権設定対象施設の改築に係る工事に当たって、町が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、運営権者は、書類作成及び手続等について、町の必要とする協力を行うものとする。

（工事の中止）

第36条 町は、必要があると認める場合、運営権者に対し、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築に係る工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

(工期の変更)

第37条 運営権者は、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築について、年間改築実施覚書に定められた完成期限（本条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに町に報告する。

- 2 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、町及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。
- 3 前項の協議が整わない場合、町は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、次条に規定するところによる。

(単年度対象改築業務に係る増加費用及び損害)

第38条 年間改築実施覚書の締結後に当該年間改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、運営権者は、直ちに町に報告する。

- 2 全体改築実施覚書の締結後に、全体改築実施覚書の締結段階では予見できなかった事由により、該当する時点における年間改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、町は、運営権者と協議の上、中期改築実施覚書及び当該年間改築実施覚書に定められた単年度対象改築業務の内容の変更について決定し、当該決定に従い、必要に応じて全体改築実施覚書、中期改築実施覚書及び当該年間改築実施覚書を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
- 3 年間改築実施覚書の締結後に、町の責めに帰すべき事由により当該年間改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、町は、運営権者と協議の上、当該年間改築実施覚書に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年間改築実施覚書に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 4 年間改築実施覚書の締結後に、不可抗力により当該年間改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める場合（ただし、同項第8号は除く。）を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 募集要項の公表以降に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務に係る費用が著しく増加したとして町が認めた場合には、葉山町工事請負契約約款第25条を適宜読み替えて準用し、年間改築実施覚書締結時に当該単年度対象改築業務に係る費用を改定し、町は、当該規定に基づき町が負担する金額について、年間改築実施覚書に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。

- 6 年間改築実施覚書の締結後に、運営権者の責めに帰すべき事由により当該年間改築実施覚書に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は運営権者が負担する。
- 7 第2項から前項までに規定する場合及び第53条に規定する場合以外の場合であって、単年度対象改築業務に関連して運営権者に増加費用若しくは損害が生じたとき（別途の改築に係る工事が必要となった場合を含む。）は、町は、運営権者と協議の上、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って中期改築実施覚書及び当該年間改築実施覚書を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

（単年度対象改築業務に係る費用の減少）

第39条 単年度対象改築業務に要する費用が年間改築実施覚書に定める費用を下回る場合には、町は、運営権者と協議の上、当該差額相当額をもって行う改築に関する業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って中期改築実施覚書及び当該年間改築実施覚書を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

（町の実施確認による検査及び引渡し）

第40条 運営権者は、改築に係る設計を完了し、又は工事を完成したときは、速やかに設計完了届又は工事完成届を町に提出しなければならない。

- 2 町は、前項の規定により設計完了届又は工事完成届の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から14日以内に運営権者の立会の上、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、当該改築に係る設計の完了又は工事の完成を確認するための実施確認による検査（以下単に「検査」という。）を実施し、当該検査の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、町は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、運営権者をして、当該改築に係る工事の目的物を必要な限りにおいて破壊して検査させることができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とし、当該検査又は復旧に要した町及び運営権者の人件費は、各自の負担とする。
- 4 町は、第2項の検査の結果、当該改築に係る設計又は工事が本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びに設計図書と一致していないことが判明した場合、運営権者に対して是正を求めることができ、運営権者は、自己の費用で直ちに修補して、再度町の検査を受けなければならない。この場合、再度の検査については、前二項の規定を準用する。
- 5 町は、第2項又は前項の検査によって改築に係る設計の完了又は工事の完成を確認したときは、運営権者に検査の合格を通知するものとし、運営権者は、当該通知を受領した後、直ちに当該改築に係る設計又は工事の目的物を町に引き渡さなければならない。

（改築工事の目的物に係る公共施設等運営権）

第41条 単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築に係る工事の目的物は、前条に基づく町への引渡しをもって町の所有に属し、当然に運営権の対象となる。運営権者は、町が指示した場合には、自らの費用負担により、PFI 法第 27 条に基づく公共施設等運営権の登録に関連する手続を行うものとし、町はこれに協力する。

(町による改築に関する業務に要する費用の支払)

第42条 運営権者は、年間改築実施覚書に定める改築に関する業務に要する費用相当額を、第 3 項に基づく町の支払を受けるまでの間、町に代わって負担するものとする。ただし、当該改築に関する業務に要する費用のうち、国交付金の交付対象費目に含まれない経費（町の指示した業務に係る経費を除く。以下同じ。）については、運営権者が自ら負担するものとする。

- 2 運営権者は、年間改築実施覚書に定めるすべての改築に関する業務について第 40 条第 2 項又は第 4 項の検査に合格したときは、当該年間改築実施覚書に定める当該改築に関する業務に要する費用（国交付金の交付対象費目に含まれない経費を除く。）を一括して町に対して請求することができる。
- 3 町は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に年間改築実施覚書に定める当該改築に関する業務に要する費用（国交付金の交付対象費目に含まれない経費を除く。）を支払わなければならない。
- 4 町がその責めに帰すべき事由により第 40 条第 2 項の期間内に年間改築実施覚書に定める改築に関する業務の全部又は一部につき検査をしないときは、当該年間改築実施覚書に定める最終の改築に関する業務に関する検査についての期限を経過した日から当該年間改築実施覚書に定める改築に関する業務の全部につき検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 年間改築実施覚書において完成期限が当該事業年度中とされていた改築に関する業務につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に関する業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに町に提出する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、交付金等対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は当該交付金等対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、本条に基づき町に請求することはできない。

(町の部分払)

第43条 運営権者は、いずれかの事業年度において、複数事業年度にわたる改築に関する業務の進捗が当該事業年度に係る年間改築実施覚書に定められた出来形以上である場合、当該出来形に対応する費用として当該年間改築実施覚書に定める金額（以下「部分払対象額」という。）について、次項から第 5 項までに規定するところにより、その支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。

- 2 運営権者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、町に出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を町に請求しなければならない。
- 3 町は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、運営権者の立会の上、要求水準書及び設計図書に規定するところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、町は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、出来形部分を当該検査に必要な限りにおいて破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とし、当該検査又は復旧に要した町及び運営権者の人件費は、各自の費用とする。
- 5 運営権者は、第 3 項の規定による町の検査に合格した出来形部分について、部分払を請求することができる。この場合において、町は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払対象額を支払わなければならない。
- 6 改築に関する業務の進捗が年間改築実施覚書に規定された当該事業年度における当該改築に関する業務の出来形に達することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に関する業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに町に提出する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、交付金等対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は、当該交付金等対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、本条に基づき町に部分払を請求することはできない。

(国交付金に係る制度の変更)

第44条 国交付金に係る制度が変更される場合においては、町と運営権者は、協議の上、本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第8章 利用料金の設定及び収受等

(利用料金の設定)

第45条 運営権者は、本事業期間にわたり、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに下水道条例その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を収受する。運営権者が収受する利用料金の金額は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される金額とする。

(使用料等及び利用料金設定割合の改定)

第46条 本事業開始日までの間、町が使用料等を改定する場合、町は、運営権者が収受することができる利用料金の見込総額が、提案書類に記載された当該金額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。

- 2 町は、前項に定める場合のほか、使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。
- 3 町は、前項に基づく検討を行う場合、あらかじめ運営権者にその旨を通知する。
- 4 町は、第2項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。
- 5 町及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うにあたっては、本利用料金構成内容をもとに協議を行う。

(利用料金設定割合の定期改定)

第47条 町は、運営権者の利用料金設定割合の定期改定として3年に1回（令和11年度、令和14年度、令和17年度、令和20年度、令和23年度及び令和26年度の各年度）、利用料金設定割合の定期改定を行う。なお、運営権者は、町から利用料金設定割合の定期改定に関する協議の申入れを受けた場合、誠実かつ速やかにこれに応じるものとし、利用料金設定割合の定期改定が適時になされるよう、町に最大限協力するものとする。

- 2 利用料金設定割合の定期改定は、次に定めるところに従って行われるものとする。

(1) 需要及び物価の変動を理由とする改定

需要及び物価の変動を利用料金設定割合に反映するため、別紙7に定める算定方法に従い、利用料金設定割合の改定を行うものとする。この場合、具体的な改定の内容については、町及び運営権者の間の協議によって定める。ただし、協議が整わない場合、町は、利用料金設定割合を定めるものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(2) 法令等若しくは町の計画又は税制の変更を理由とする改定

法令等若しくは町の計画の変更（ただし、要求水準の内容に影響する変更に限る。）又は税制の変更によって、利用料金設定割合の定期改定の対象となる料金期間における義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、提案書類において利用料金設定割合の算定の前提とされた当該費用と比較して増加又は減少することが見込まれる場合、町及び運営権者は、利用料金設定割合の改定を行うことができる。この場合、具体的な改定の内容については、町及び運営権者の間の協議によって定める。

- 3 前項各号に定める利用料金設定割合の定期改定時において、町及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、利用料金設定割合を改定する必要があると合理的に認める場合、相手方に対し、利用料金設定割合の改定について協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、町及び運営権者は、利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

(利用料金の臨時補正)

第48条 事業期間中に本事業に係る事業環境が著しく変化する場合として第2項に規定する事象が発生した場合、運営権者は、町に通知するものとする（なお、町が当該事象の発生について運営権者に通知することも妨げられないものとする。）。運営権者又は町から当該通知がなされた場合、町及び運営権者は、次に定めるところに従って、利用料金の臨時補正（以下「臨時補正」という。）について協議し、又は臨時補正を行う。

- 2 臨時補正は、次に定めるところに従って行われるものとする。

- (1) 物価の変動を理由とする補正

著しく物価水準が変動する場合として、物価の変動を反映するため、別紙8に定める算定方法に従い、臨時補正を行うものとする。

- (2) 法令等若しくは町の計画又は税制の変更を理由とする補正

法令等若しくは町の計画の変更（ただし、要求水準の内容に影響する変更に限る。）又は税制の変更によって、義務事業（ただし、関連業務を除く。）及び附帯事業に関する費用が、提案書類において利用料金設定割合の算定の前提とされた当該費用と比較して増加又は減少することが見込まれる場合、町及び運営権者は、臨時補正を行うことができる。この場合、具体的な改定の内容については、町及び運営権者の間の協議によって定める。

- 3 前項に規定するほか、町及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、臨時補正をする必要があると合理的に認める場合、相手方に対して、協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、町及び運営権者は、臨時補正について誠実に協議を行う。

(利用料金の収受等)

第49条 運営権者は、町との間で締結する別紙9の様式による利用料金収受代行業務委託契約に基づき、利用料金収受代行業務を町に委託し、町は、当該委託に基づき、町が使用者から収受する使用料と併せて利用料金の収受を行う。

- 2 町は、収受した利用料金を、第62条に規定する要求水準違反違約金及び第84条第2項に規定する契約解除違約金に充当することができる。

第9章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第50条 町は、本契約に別途定める場合を除き、運営権者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

- 2 本契約に別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本事業を実施するものとし、町の責めに帰する事由により生じたものを除き、本事業において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害又は損失の発生については、すべて運営権者が負担し、町はこれについて何らの責任も負担しない。
- 3 本契約に別途定める場合を除き、本事業を除く町による下水道事業の実施に関して町の故意又は重大な過失（なお、法令等の変更自体はこれに該当しない。）により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、町は、両者合意の上で第70条第2項に定める合意延長とする方法又は町による補償金の支払いのいずれか又は双方により、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(流入水量又は流入水質の変動)

第51条 運営権設定対象施設への流入水量が著しく変動した場合であって、これに起因して維持管理に関する業務に要する費用が著しく増減したときは、かかる費用の増減部分の負担について、町と運営権者の間で協議を行う。

- 2 運営権設定対象施設への流入水質の著しい変動が恒常的に発生する場合であって、これに起因して維持管理に関する業務に要する費用が著しく増減したときは、かかる費用の増減部分の負担について、町と運営権者の間で協議を行う。

(維持管理に係るリスク)

第52条 運営権設定対象施設に対する電力の供給停止又は供給能力の低下であって、運営権設定対象施設に係るバックアップ機能によっても対応できないと認められるものに起因して、運営権者に増加費用が発生したときは、町は、当該増加費用について補償するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、前項に定める運営権者における増加費用又は損害の発生が、法令等の変更又は不可抗力に起因する場合、第54条から第57条までの定めに従うものとする。

(反対運動及び訴訟等)

第53条 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動又は訴訟等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は運営権設定対象施設の物理的破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生したときは、町は、当該増加費用又は損害（ただし、弁護士費用その他の訴訟費用は含まない。）について補償するものとする。

(法令等の変更)

第54条 運営権者は、本契約締結日以降の法令等の変更（特定法令等変更を含むが、これに限られない。）により本事業の実施が困難となった場合又は困難となることが見込まれる場合、その内容の詳細及び対応方針を直ちに町に対して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、町は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、町は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、町及び運営権者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 町が運営権者から第1項の通知を受領した場合、町及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、町が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続しなければならない。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第55条 本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日以降、法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じた場合、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。ただし、法令等の変更のうち特定条例等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、町と運営権者は、当該増加費用又は損害に係る負担について協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等の変更によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。ただし、多分野連携又は広域連携として、町の他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し、当該受託収入で費用を賄う受託事業として実施する場合を除く。

(不可抗力の発生)

第56条 本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに町に対し通知するとともに、第64条に規定するBCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、町が本事業の継続のために必要と判断した場合、町は、運営権者に対し必要な対応を指示することができ、運営権者はこれに従うものとする。
- 3 第1項の場合において、町は運営権者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、町は不可抗力により履行困難と

なった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、町及び運営権者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 4 第1項の通知があった場合又は町が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、町及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力の上、必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

(不可抗力による増加費用及び損害の扱い)

第57条 不可抗力により義務事業又は附帯事業について運営権者又は町に増加費用又は損害が生じた場合、本契約に別途定める場合を除き、町及び運営権者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更並びに増加費用又は損害の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用又は損害の負担は、以下の負担割合によるものとする。

(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用又は損害の負担

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項（ただし、同項第4号及び第5号を除く。）に規定する災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、町の負担とする。
- イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用又は損害の負担

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に規定する災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に規定する適用除外の対象外となるものである場合は、町の負担とする。なお、本アにおいて、「地震による災害」とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、「降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害」とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針（河発第351号昭和32年7月15日）第3（一）から（五）までの規定によるものとする。ただし、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置の気象観測情報における時間雨量が20mm程度以上とする。
- イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

- 2 前項の規定による協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び増加費用又は損害の負担についての合意が成立しない場合、町が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場

合の増加費用又は損害の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

- 3 前各項の規定にかかわらず、不可抗力によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害はすべて運営権者の負担とする。ただし、多分野連携又は広域連携として、町の他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し、当該受託収入で費用を賄う受託事業として実施する場合を除く。

(損害賠償責任)

第58条 本契約に別途定める場合を除き、町又は運営権者が本契約に定める義務に違反した（以下本条において、この場合における当該町又は運営権者を「違反当事者」という。）ことにより相手方当事者に損害が発生した場合、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第59条 運営権者は、運営権者が本事業の実施に際して第三者に損害を及ぼした場合、直ちにその状況を町に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が運営権者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合、運営権者は、当該第三者に対して当該損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の損害が町の責めに帰すべき事由により生じたものである場合、又は要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないものである場合、町は、当該第三者に対して当該損害を賠償しなければならない。
- 4 本事業の実施に関して第三者との間に紛争が生じた場合においては、町及び運営権者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第10章 適正な業務の確保

(運営権者によるセルフモニタリング)

第60条 運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに提案書類において提案した方法に基づき、セルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保存するとともに、町からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

- 2 運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案した業務に関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法（セルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順及び実施頻度を含むが、これらに限られない。）及び結果について、町に対して、自らが提案書類において提案した方法又は町の求めに応じて、報告書を作成してこれを提出する。
- 3 運営権者は、前二項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において提案した公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書に従うものとする。

(町によるモニタリング)

第61条 町は、本事業期間中、運営権者が PFI 法、下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画書に従ってモニタリングを実施する。

- 2 前項に規定する町によるモニタリングに関し、町は、本事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等の確認について、専門的知見を持つ第三者機関を活用することができるものとする。
- 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書に従うものとする。

(要求水準違反違約金)

第62条 前二条に基づくモニタリングの結果、本事業について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、町は、モニタリング基本計画書の規定するところに従って、運営権者に対して要求水準違反違約金の支払を求めることができる。この場合において、町は、第 49 条第 2 項に基づき収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。

- 2 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書に従うものとする。

(運営権の行使の停止)

第63条 町は、PFI 法第 29 条第 1 項に規定する事由が生じたと判断したとき（要求水準が達成さ

れていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると町が判断したときを含むが、これに限られない。）は、同法 29 条第 2 項の規定による聴聞を行った上で、同条第 1 項の規定により、町の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、町は、当該停止した義務事業及び附帯事業を自ら行い、又は第三者に委託した上、当該第三者（以下本項において「受託者」という。）をして行わせることができ、また、運営権者に対して、町又は受託者による当該事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての町又は受託者による一時的使用、締結している契約についての町又は受託者による一時的承継その他の協力を含むが、これらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の規定により運営権の行使が停止された場合、町は、PFI 法第 27 条第 1 項の規定によりこれを登録する。また、当該停止が同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する事由によるときは、町は、同法第 30 条第 1 項の規定により、運営権者に対して、通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

（BCP の作成等）

第64条 運営権者は、本事業開始予定日の 90 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に従い、運営権設定対象施設に係る BCP を作成し、町に提出するものとし、町と協議の上、本事業開始予定日の 30 日前までに、町の確認を得なければならない。

- 2 BCP について変更が必要となった場合、運営権者は、変更後の BCP の内容について、事前に町の確認を得るものとする。
- 3 前二項に規定する BCP の記載事項等については、町が別途指定する。
- 4 運営権者は、不可抗力を含む災害又は事故等の緊急時には BCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に従い対応するものとし、対応中及び対応後に報告書等を作成し、町に報告しなければならない。
- 5 運営権者は、BCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、不可抗力を含む災害又は事故等の緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。
- 6 運営権者は、本事業期間中、本事業及び他の類似事業で生じた異常事象並びに不可抗力への対応等について情報の収集及び分析等を行うことにより、BCP、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づく不可抗力を含む災害又は事故等の緊急時における対応方法等を常に見直し、改善等を行い、各種事象への対応力を高めるよう努めるものとする。

（その他必要な措置）

第65条 町は、PFI 法第 28 条の規定により、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又

は必要な指示をすることができる。

- 2 前項に規定する町の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者の負担とする。

第11章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

第66条 運営権者は、運営権者についての次の各号に掲げる書面に記載されるべき内容が変更された場合、変更後の内容が記載された書面（ただし、第1号に規定する定款及び第4号に規定する株主名簿については原本証明付写しとする。）を、当該変更から10日以内に町に対して提出する。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 代表印の印鑑証明書
- (4) 株主名簿
- (5) 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書の写し、並びに③本契約その他運営権者と町との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写し
- (6) 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写し

2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び本契約の各規定を遵守するほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。【※本項は、基本協定締結後速やかに SPC を設立する前提で記載しているため、多分野連携や広域連携を目的とし、既存の SPC を活用する場合は内容を修正します。】

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が葉山町内であること。
- (2) 運営権者は、新たに普通株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券（以下、本号において「普通株式等」という。）を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について町の事前の承諾を受ける必要があること。ただし、普通株式等を普通株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、町の事前の承諾を要しない。
- (3) 運営権者は、第68条第1項の規定に従い、普通株主の異動等について町に報告すること。
- (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、普通株式及び本完全無議決権株式のみである旨の規定があること。
- (5) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の規定があること。
- (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (7) 運営権者の定款において、運営権者の事業年度が別紙1第31号に規定する内容で規定されていること。
- (8) 前各号のほか、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。

- 3 運営権者は、本事業期間中、町の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
- 4 運営権者は、本事業期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後 30 日以内に町に提出する。

(運営権等の処分)

第67条 運営権者は、町の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他本契約上の地位及び本事業について町との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本条及び次条において「処分」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営権者は、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく町の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、町は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、次の各号に掲げる内容を含む許可の条件を付すことができる。
 - (1) 譲受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、町に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
 - (3) 譲受人のすべての株主が、町に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定するときは、町は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが町に提出されること、及び第 100 条に基づく協定書が町と金融機関等の間で町の合理的に満足する内容で締結されていることを、承諾の条件とする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本契約その他町と運営権者の間の契約に基づく運営権者の債権又は契約上の地位に対して担保権（契約上の地位の譲渡に係る予約完結権を含む。以下本項において同じ。）を設定するときは、町は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。ただし、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが町に提出されること、及び第 100 条に基づく協定書が町と金融機関等の間で町の合理的に満足する内容で締結されていること（相殺を含む町の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後とを問わず、担保権者に対抗できることを含む。）を、承諾の条件とする。

(普通株主の異動等)

第68条 運営権者は、普通株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに町に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、町の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

2 運営権者は、普通株主が次の各号に掲げる事由に該当することが判明した場合、その旨を町に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該普通株主に係る当該事由を解消させ、又は当該事由に該当しない他の普通株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかに係る状態を解消しなければならない。

- (1) PFI 法第9条各号に規定する、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
- (3) 株主誓約書に違反して、町の承諾を得ることなく普通株式について処分を行ったこと。

第12章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第1節 本契約の期間

(契約の有効期間)

第69条 本契約は、本契約に別途定める場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に規定する本事業終了日まで効力を有する。

(事業期間)

第70条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、本事業を実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合、町及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合、町と運営権者が協議の上、第4項に規定する範囲内で、別途合意した日まで本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は1回に限られない。

(1) 不可抗力の発生により、本事業が中断若しくは遅延した場合、又は運営権者に著しい損害が生じた場合で当該損害を回復するために延長が必要であるとき

(2) 町の責めに帰すべき事由により、本事業が中断又は遅延した場合

(3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、本事業が中断又は遅延した場合

(4) 町及び運営権者が合意した場合

3 前項の規定により合意延長が行われた場合、町及び運営権者は、改築に関する業務に関して本契約、全体改築実施覚書、中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書の変更について誠実に協議を行う。

4 本事業期間（第2項の規定により合意延長が行われた場合は、合意延長後の本事業期間）は、いかなる理由によっても運営権設定日から30年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

5 本事業終了日をもって附帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

第2節 期間満了による本事業終了手続

(事業引継)

第71条 本事業終了日までに、運営権者は、自らの責任及び費用負担により、町又は町の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の各号に掲げる内容を含む事業引継をしなければならない。

(1) 運営権者は、本事業終了日前180日から90日までの間に、運営権設定対象施設について機能確認を行い、要求水準書に従って、町に対する施設機能確認報告書の提出及び町又は町の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。

- (2) 運営権者は、要求水準書に従い、本事業終了日 180 日前までに引継事項を記載した文書の暫定版を、本事業終了日までにその最終版を、それぞれ町に提出しなければならない。
- (3) 運営権者は、運営権者の従業員について、町の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、町の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を町の指定する者に送付しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について町又は町の指定する者が承継を希望する場合には、町の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を町又は町の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、町又は町の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、町又は町の指定する者によって行われる、本事業の業務内容の調査及び運営権設定対象施設が要求水準を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (6) 運営権者は、町の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンス、運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を、町又は町の指定する者に電子媒体（町又は町の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。
- (7) 運営権者は、次条の規定に従い、資産の引渡し及び譲渡等を実施しなければならない。

（本契約終了による資産の取扱い）

第72条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の町が指定する日に、運営権設定対象施設を町又は町の指定する者に引き渡し、本事業用地を町の指定する者に明け渡さなければならない。運営権設定対象施設の引渡しに当たっては、運営権者は、本事業終了日に運営権設定対象施設が適切な状態にあること及び本事業に係る運営の円滑な移行を確保することを目的として、必要に応じて、引渡時点において要求水準を充足させるための必要な措置を実施する。

- 2 本事業期間が終了した場合においても、町は、第 42 条第 6 項又は第 43 条第 7 項の適用を受けて運営権者が自らの費用負担により実施した交付金等対象外改築業務に係る資産について引き続き所有し、運営権者に対して特段の支払を要しないものとする。
- 3 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。ただし、町又は町の指定する者が必要と認めた場合には、運営権者は、町又は町の指定する者と協議の上、当該資産を町又は町の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は、町と運営権者が協議して定める。
- 4 前項の場合において、運営権者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に本事業用地及び運営権設定対象施設を明け渡すための措置を行わないときは、町は、運営権

者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を運営権者に求償することができる。この場合、運営権者は、町の処分について異議を申し出ることができない。

- 5 第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払は、本事業終了日から12ヶ月を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する契約不適合（第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設、第3項の規定により譲渡された資産又は第71条の規定により運営権者から町又は町の指定する者に提供された情報等が種類、品質又は数量に関して本契約又は要求水準の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して町又は町の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、町又は町の指定する者が第74条に規定する瑕疵に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、町又は町の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、町又は町の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。

（原状回復費用等）

第73条 運営権者は、第71条第1号の規定による機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準を満たさない事項が存在する場合には、第72条第1項第二文に規定する措置を実施し、又は、町に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、町が認めた場合には、前条第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払額から控除する方法により支払う。

（契約不適合責任）

第74条 町又は町の指定する者は、第72条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第3項の規定により譲渡された資産に契約不適合があるときは、本事業終了日から12ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。また、第71条の規定により運営権者から町又は町の指定する者に提供された情報等に契約不適合（情報の齟齬、矛盾、欠陥、権利の契約不適合を含むがこれらに限られない。）が発見された場合についても同様とする。

第13章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第1節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による本契約の解除)

第75条 町は、次の各号に掲げる事由が発生した場合、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能又は不能となることが明らかとなったとき。
- (2) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(運営権者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が本事業開始予定日より3ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 運営権者について、本事業の実施に必要となる許認可等が終了し、又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (7) 運営権者が、PFI法第29条第1項第1号イからトまでのいずれかに該当する場合であって、行政手続法第13条第2項に該当し、又は同条第1項第1号の規定による聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。
- (8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (9) モニタリング基本計画書に規定するとき。
- (10) 第68条第2項に規定する状態が解消されなかったとき。
- (11) 基本協定書の当事者が、基本協定書第7条第6項各号のいずれかに該当したとき。
- (12) 運営権者又はその親会社等(PFI法第9条第4号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。)の役員のうちに以下のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者
 - ウ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令等による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - エ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
 - オ PFI法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者又はその取消しの日前30日以内に当該取り消された者の役員であった者で、その取消しの日から5

年を経過しない者

カ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

(13) 運営権者又はその親会社等が以下のいずれかに該当することが判明したとき。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、運営権者又はその親会社等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 町は、次の各号に掲げる事由が発生した場合において、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されないときは、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。
- (3) 運営権者が法令等に違反したとき。
- (4) 運営権者の財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第76条 町又は運営権者は、町又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由（不可抗力の場合を除く。）により、本事業開始日が本事業開始予定日より6ヶ月以上遅延することが明らかとなった場合、催告することなく本契約を解除することができる。

(町の任意による解除)

第77条 町は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(町の事由による本契約の解除又は終了)

第78条 町の責めに帰すべき事由により、町が本契約上の町の重大な義務に違反し、運営権者から60日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は町の責めに帰すべき事由により本契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、町に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除することができる。

- 2 町がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力により滅失した場合を除く。）は、PFI法第29条第4項の規定により、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

(不可抗力による本契約の終了又は解除)

第79条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

- 2 第56条第4項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができないと町が判断したとき又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であると町が判断したとき、町は、運営権者と協議の上、本契約を解除することができる。なお、町が当該解除権を行使するには、運営権者との当該協議が整うことを条件とするが、運営権者は、合理的な理由なくして町による当該解除権の行使を拒否しないものとする。

(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)

第80条 本事業期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更又は当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、本事業の継続が不可能となったときは、町又は運営権者は、本契約を解除することができる。

(合意解除)

第81条 町及び運営権者は、合意により本契約を解除することができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については町及び運営権者の合意により決定する。

第2節 解除又は終了の効果（全事由共通）

(本事業開始日前の解除又は終了の効果)

第82条 本事業開始日前に、第75条から第81条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合、第71条から第74条までの規定は適用しない。ただし、当該解除又は終了時点までに第9条第1項の規定により義務事業の承継等を実施していた場合には、当該承継等に際

して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、当該承継等及び措置に要した費用は各自これを負担する。

(本事業開始日後の解除又は終了の効果)

第83条 本事業開始日後に、第 75 条から第 81 条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合、第 71 条から第 74 条までの規定につき、「本事業終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、次の各号に掲げる規定については、各号の規定に従う。

- (1) 第 71 条柱書については、以下のように読み替える。「本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、自らの責任及び費用負担により、町又は町の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、次の各号に掲げる内容を含む事業の引継ぎをしなければならない。」
- (2) 第 71 条第 1 号については、以下のように読み替える。「(1)運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行い、要求水準書に従って、町に対する施設機能確認報告書の提出及び町又は町の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。」
- (3) 第 71 条第 2 号については、以下のように読み替える。「(2)運営権者は、要求水準書に従い、本契約の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を町に提出しなければならない。」
- 2 前項のほか、本事業開始日後に、第 75 条から第 81 条までの規定により本契約が解除され、又は終了した場合であって、当該解除又は終了日において、町への引渡し完了していない改築に関する業務の工事目的物について出来形部分がある場合、町は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に関する業務に関し町が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払については、前項によって読み替える第 72 条第 5 項の規定を適用する。
- 3 第 1 項の場合において、運営権者は、町又は町の指定する者による本事業の実施に協力するため、本契約が解除され、又は終了した後合理的に必要な期間、町又は町の指定する者の行う本事業に係る業務について合理的な範囲で協力を行うものとする。
- 4 第 1 項の場合において、運営権者は、本契約の解除又は終了日以降の期間に係る利用料金を収受することはできない。運営権者は、利用料金収受代行業務委託契約の終了に伴い、町が収受した利用料金について、町と協議の上、精算を行う。

第 3 節 解除又は終了の効果（運営権者の事由による解除又は終了）

(契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了)

第84条 第 75 条各項又は第 78 条第 2 項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約が解除され、又は終了した場合、運営権者は、町に対して町の指定する期限までに次項に規定する契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。こ

の場合において、町は、第 49 条第 2 項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。

- 2 前項に規定する契約解除違約金の額は金 1 億円とし、運営権者は、当該本契約の解除又は終了に起因して町が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、町の請求に基づき支払わなければならない。ただし、町の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合には、当該運営権者の損害相当額を、当該町が被った損害額（ただし、当該町が被った損害額が契約解除違約金の額以下である場合には契約解除違約金の額）から控除する。

（運営権取消等一運営権者事由解除）

第85条 第 75 条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号ホに規定する重大な違反があったものとして、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続を執った上で（同条第 2 項に該当するときは直ちに）、町は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号の規定により運営権を取り消し、町及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第 78 条第 2 項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約が終了した場合には、町及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第 4 節 解除又は終了の効果（町の事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

（運営権取消等及び損失の補償一町事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

第86条 第 76 条、第 77 条又は第 78 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合、町は、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続を執った上で（同条第 2 項に該当するときは直ちに）、PFI 法第 29 条第 1 項第 2 号の規定により運営権を取り消し、町及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第 78 条第 2 項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）の規定により本契約が終了した場合には、町及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合（第 76 条により本契約が解除された場合を除く。また、第 78 条第 2 項による本契約の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、町は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。ただし、運営権者の責めに帰すべき事由により町に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を町の支払額から控除する。

第 5 節 解除又は終了の効果（特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

（運営権取消等及び損失の負担一特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

第87条 第 80 条の規定により本契約が解除された場合には、町及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合のうち、特定法令等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、町及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。また、

前項の場合のうち、特定条例等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、町と運営権者で協議する。

第6節 解除又は終了の効果（不可抗力による解除又は終了）

（運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除）

第88条 第79条第1項の規定により本契約が終了した場合には、町及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第79条第2項の規定により本契約が解除された場合、町は、自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させること又は町の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は町の指示に従うものとする。

2 町及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。

第14章 知的財産権

(知的財産権の帰属等)

第89条 町が、本事業の募集段階において、又は本契約の規定により、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等（町が著作権を有しないものを除く。）について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下本章において「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、町に帰属する。

(著作権の利用等)

第90条 町は、成果物について、町の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 町の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び町の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項に規定する利用の権利及び権限は、本契約終了後、町の指定する者も有するものとする。
- 3 成果物及び運営権設定対象施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の規定するところによる。
- 4 運営権者は、町（第2項における町の指定する者を含む。）が成果物及び運営権設定対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は運営権設定対象施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は町が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、町又は町が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 運営権設定対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本契約終了後、運営権設定対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本契約に別途定める場合及びあらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び運営権設定対象施設の内容を公表すること。
 - (2) 運営権設定対象施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第91条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び運営権設定対象施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、事前に町の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第92条 運営権者は、成果物及び運営権設定対象施設（運営権者が改築を行った部分に限る。以下本条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを町に対して保証する。

- 2 運営権者は、成果物又は運営権設定対象施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。なお、本項の規定は本契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権の侵害防止)

第93条 運営権者は、本契約の履行に当たり、前条のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと及び運営権者が町に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを町に対して保証する。

- 2 運営権者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し、又は運営権者が町に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、当該侵害に起因して町又は町の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、町又は町の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者の当該侵害が、町の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

(新技術の導入)

第94条 運営権者は、知的財産権の対象となっている技術等（以下本条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、町が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を過失なく知らなかったときは、町は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 運営権者は、自己が知的財産権を有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、町及び町の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。ただし、町が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。

- 3 運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、当該第三者をして、町及び町の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償（ただし、町が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償（ただし、町が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することとする。

第15章 その他

(協議会の設置)

第95条 町及び運営権者は、本事業の実施に関し管路施設管理・更新一体マネジメント事業との連絡調整を行うほか、町によるモニタリングの結果について、町と運営権者の間で疑義が生じた場合、当該疑義の解決方法の調整を行うことを目的として、葉山町下水道ウォーターPPP事業運営協議会を設置する。

- 2 当該協議会の運用に係る手続は、町及び運営権者が協議により定めるものとする。

(公租公課)

第96条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。

- 2 町は、改築に関する業務に関して運営権者に対して支払う対価については、当該改築に関する業務について第40条第2項（同条第4項の規定により適用される場合を含む。）の検査に合格した時点で適用のある消費税相当額（消費税及び地方消費税相当額をいう。）を付して支払うほか、本契約に関連して生じるすべての公租公課について、本契約に別途定める場合を除き負担しない。

(個人情報の保護)

第97条 運営権者は、本事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本事業の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報開示)

第98条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、葉山町情報公開条例（平成22年3月29日条例第4号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

- 2 情報の開示に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

(秘密保持義務)

第99条 町及び運営権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町及び運営権者は、次の各号に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。ただし、開示の方法について町が指示した場合には、運営権者は当該指示に従い開示する。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合

- (2) ①当該情報を知る必要のある町の職員若しくは運営権者の役員及び従業員若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ町と運営権者の間で合意された会社等若しくはそれらの職員及び従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、町及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
 - (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
 - (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 前二項の規定は、町及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(金融機関等との協議)

第100条 町は、町が必要と認めた場合には、本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。町がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 町が本契約に関して運営権者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項
- (2) 普通株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項
- (3) 金融機関等が運営権者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての町との間で行う事前協議及び町に対する通知に関する事項
- (4) 町による本契約の解除に伴う措置に関する事項
- (5) 運営権者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の町との間で行う事前協議に関する事項（第2号に規定する事項を除く。）

(兼業禁止)

第101条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第102条 町又は運営権者が、本契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 町は、本契約に起因して生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(管轄裁判所)

第103条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第104条 本契約に定める請求、通知、報告、催告、勧告、命令、処分、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、町及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して町と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して町と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類で別途定める場合を除き、計量法に規定するところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間については、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に別途定める場合を除き、民法及び会社法に規定するところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第105条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙1 定義集

- (1)「維持」とは、施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等運営権設定対象施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。
- (2)「維持管理」とは、修繕及び維持の総称をいう。
- (3)「維持管理に関する業務」とは、要求水準書第3章に規定する業務をいう。
- (4)「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び以下に列挙された業務をいう。
 - (i) 経営に関する業務
 - (a) 運営事業計画作成
 - (b) 実施体制の確保
 - (c) 財務管理
 - (d) セルフモニタリング
 - (e) 危機管理
 - (ii) 維持管理及び改築に関する業務
 - (a) 監督・マネジメント等に係る部分
- (5)「運営権」とは、運営権設定対象施設について、運営権設定日付で運営権者に設定されたPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (6)「運営権者譲渡対象資産」とは、別紙2-1第2項に記載する手続において運営権者への譲渡対象となる動産をいう。
- (7)「運営権設定対象施設」とは、①処理場（葉山浄化センター）、②ポンプ場（葉山中継ポンプ場）、③マンホールポンプ設備及び④葉山中継ポンプ場と葉山浄化センターを結ぶ幹線管路（圧送管）をいう。
- (8)「運営権設定日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (9)「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (10)「改築」とは、対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うことであり、更新工事、長寿命化対策及び附設の総称をいう。
- (11)「改築に関する業務」とは、要求水準書第4章に規定する業務をいう。
- (12)「株主誓約書」とは、基本協定書に規定する様式に従い、普通株主が町に対して差し入れた株主誓約書をいう。
- (13)「開示資料集」とは、募集要項等のうち、開示資料集として特定された文書をいう。
- (14)「基本協定書」とは、町と構成企業との間で令和8年●月●日に締結された葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業基本協定書をいう。
- (15)「行政手続法」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- (16)「協力企業」とは、構成員のうち運営権者に出資をしない法人をいう。
- (17)「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (18)「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。
- (19)「義務事業」とは、第18条各号に規定する各事業の総称をいう。

- (20)「国交付金」とは、下水道法第 34 条の規定により国から町に対し支給される交付金をいう。
- (21)「経営」とは、運営事業計画の作成、実施体制の確保、利用料金の収受、財務管理、セルフモニタリング、委託等事業全体を管理・遂行することをいう。
- (22)「経営に係る業務」とは、要求水準書第 2 章に規定する業務をいう。
- (23)「下水道条例」とは、葉山町下水道条例（平成 10 年 7 月 16 日条例第 24 号）をいう。
- (24)「下水道法」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）をいう。
- (25)「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）をいう。
- (26)「更新工事」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備を全て取り換えることをいう。
- (27)「構成員」とは、代表企業、構成企業及び協力企業をいう。
- (28)「構成企業」とは、優先交渉権者を構成する法人である●●をいう。
- (29)「公有財産賃貸借契約」とは、本事業用地又は運営権設定対象施設のうち、任意事業のために使用する部分の貸付に関して、町と運営権者の間で締結される別紙 4 の様式による契約をいう。
- (30)「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、町が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (31)「事業年度」とは、運営権者の事業年度として定められる、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（本契約締結年度にあつては、契約締結日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）をいう。
- (32)「修繕」とは、老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保することをいう。
- (33)「使用者」とは、排除する汚水が処理場（葉山浄化センター）で処理される者をいう。
- (34)「消費税」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する税をいう。
- (35)「使用料」とは、使用料等のうち、使用者が町に対して支払う使用料をいう。
- (36)「使用料等」とは、使用者が下水道の使用につき支払う料金であつて下水道条例に従い使用者の汚水排出量に基づき算出されるもの及びし尿等投入使用料をいう。
- (37)「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者が本契約又は町の請求により町に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (38)「代表企業」とは、●●をいう。
- (39)「単年度対象改築業務」とは、年間改築実施覚書の対象となる事業年度における運営権設定対象施設の改築の総称をいう。
- (40)「地方消費税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に規定する税をいう。
- (41)「中期改築実施覚書」とは、第 34 条第 2 項の規定により、本契約の内容を補充するために

町と運営権者の間で本事業期間中の5事業年度中に実施される改築に関する業務に関して締結される別紙6-2の様式による覚書をいう。

- (42)「中期事業計画書」とは、5年間の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (43)「全体改築実施覚書」とは、第34条第1項の規定により、本契約の内容を補充するために町と運営権者の間で本事業期間中に実施される改築に関する業務に関して締結される別紙6-1の様式による覚書をいう。
- (44)「全体事業計画書」とは、20年間の事業運営、経営、維持管理及び改築に対する計画をいう。
- (45)「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の一部を活かしながら部分的に新しくすることをいう。
- (46)「提案書類」とは、優先交渉権者が令和●年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して町が優先交渉権者に対して確認した事項に対する優先交渉権者の回答（書面による回答（町に提出された書類を含む。）及び口頭による回答（後日文書化したものに限る。）を含む。）を含む。）をいう。
- (47)「特定条例等変更」とは、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす町の条例及び政策等の変更をいう。
- (48)「特定法令等変更」とは、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令等及び政策等の変更（ただし、特定条例等変更を除く。）をいう。
- (49)「任意事業」とは、多分野連携又は広域連携として、町の他部署又は他の地方公共団体から業務を受託し当該受託収入で費用を賄う受託事業、若しくは本事業又は町の用地及び施設において事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。
- (50)「年間改築実施覚書」とは、第34条第3項の規定に基づき、本契約の内容を補充するために町と運営権者の間で本事業期間中の1事業年度中に実施される改築に関する業務に関して締結される別紙6-3の様式による覚書をいう。
- (51)「年間事業計画書」とは、当該年度における経営、維持管理及び改築に対する計画をいう。
- (52)「不可抗力」とは、豪雨、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、噴火、津波、放火、騒乱、戦争、暴動、騒擾、疫病、テロ、放射能汚染、第三者の悪意及び過失その他通常予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、町及び事業者の責めに帰すことができない事由をいう。
- (53)「附設」とは、附帯事業の実施に必要な設備を導入することをいう。
- (54)「附設設備」とは、附設によって設置された設備をいう。
- (55)「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入するなど、義務事業として設定した業務にない業務を追加し必要な設備を附設するなど、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業をいう。

- (56)「物品譲渡契約」とは、第9条第1項の規定に基づき、町と運営権者の間で運営権者譲渡対象資産の譲渡に関して締結される別紙2-2の様式による契約をいう。
- (57)「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (58)「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの1つ以上に該当する者をいう。
- (i) 暴力団員等
 - (a) 暴力団
 - (b) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (d) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）
 - (e) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (f) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、町民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (g) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、町民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (h) 特殊知能暴力集団等（上記(a)から(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (ii) その他の関係者
 - (a) (i)に該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (c) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - (e) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (59)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」とは、暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成3年法律第77号）をいう。

- (60)「法令等」とは、憲法、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (61)「募集要項」とは、町が令和7年10月10日付で公表した、葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業募集要項をいう。
- (62)「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、町のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書及び競争的対話における町の回答文書（葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して町が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。
- (63)「本完全無議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない旨の会社法第108条第1項第3号の定めがある種類の株式をいう。
- (64)「普通株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (65)「普通株主」とは、普通株式の株主をいう。
- (66)「本事業」とは、義務事業、附帯事業及び任意事業の総称をいう。
- (67)「本事業開始日」とは、第16条に定める開始条件が充足され、運営権者による義務事業が開始された日をいう。
- (68)「本事業開始予定日」とは、町がPFI法第21条第1項の規定により指定する義務事業の開始予定日である令和9年4月1日又は本契約の規定に従って延期された日をいう。
- (69)「本事業期間」とは、本事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。
- (70)「本事業終了日」とは、第70条第1項に規定する（第70条第2項の規定により延長された場合は当該延長後の）本事業期間の終了日をいう。
- (71)「本事業用地」とは、別紙10に記載された土地をいう。
- (72)「本利用料金構成内容」とは、募集要項等に従って町及び運営権者が合意により定める利用料金の構成をいう。ただし、義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。
- (73)「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (74)「モニタリング基本計画書」とは、葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業モニタリング基本計画書をいう。
- (75)「優先交渉権者」とは、町が運営権者を設立する者を選ぶために実施する運営権者選定手続で選定された、●●をいう。
- (76)「要求水準」とは、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準をいう。

- (77)「要求水準書」とは、葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (78)「利用料金」とは、使用料等のうち、使用者が運営権者に対して支払う利用料金をいい、使用料等に対して、利用料金設定割合を乗じて算定されるものをいう。
- (79)「利用料金収受代行業務」とは、使用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。
- (80)「利用料金収受代行業務委託契約」とは、第 49 条の規定に基づき、町と運営権者の間で利用料金収受代行業務に関して締結される別紙 9 の様式による契約をいう。
- (81)「利用料金設定割合」とは、義務事業及び附帯事業につき本事業の実施に必要な利用料金の構成に基づき、下水道条例に従って設定される一定の割合をいう。
- (82)「BCP」とは、運営権者が要求水準に基づき作成する運営権設定対象施設に対する業務継続計画である葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業業務継続計画書をいう。
- (83)「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

別紙 2-1 義務事業の承継等の対象・方法

1. 運営権設定対象施設

運営権設定対象施設に対して、運営権が設定され、運営権者に引き渡されるものとする。

2. 運営権者譲渡対象資産

運営権者譲渡対象資産の譲渡手続は、本契約締結日以降に町が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、町と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者譲渡対象資産を取得するものとする。

運営権者譲渡対象資産のリストについては、町が譲渡手続の開始前までに、運営権者に対して提示するものとする。

別紙2-2 物品譲渡契約書

件 名：葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業に係る
【 】（以下「譲渡物品」という。）の譲渡

品名・規格・数量：別紙のとおり

引 渡 場 所：運営権設定対象施設内

譲 渡 代 金 額：●円²
（うち消費税及び地方消費税相当額●円）

契 約 保 証 金：免除

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業の実施にあたって、上記の物品を譲渡するため、令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第9条第1項に基づき、葉山町（以下「譲渡人」という。）と運営権者である●●（以下「譲受人」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により公正な物品譲渡契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定めない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第1条 譲渡人及び譲受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（契約の成立）

第2条 本契約は、譲渡人及び譲受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 譲受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、譲渡人の承諾を得た場合は、この限りでない。

² 譲渡代金額は、公共施設等運営権設定後に運営権者から町に提出される見積りに従って決定される予定です。

(代金の支払)

第4条 譲渡人は、譲渡代金の支払期限の20日前までに、譲受人に譲渡代金に係る請求書を送付するものとし、譲受人は、実施契約に規定する本事業開始日の前日までに、譲渡代金を町が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、譲渡人に一括して支払わなければならない。

2 譲受人は、前項に規定する期限までに譲渡代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

3 天災、地変その他不可抗力事象であつて、譲渡人又は譲受人のいずれの責めにも帰すことができない事由により支払が遅延した場合には、その事由の継続する期間は延滞金を支払う日数に算入しないものとする。

(所有権の移転)

第5条 譲渡物品の所有権は、譲受人が前条第1項の譲渡代金（前条第2項に規定する延滞金を支払う義務がある場合は、これに加えて延滞金）を支払ったことを譲渡人が確認したことを条件として、実施契約に規定する本事業開始日をもって、譲渡人から譲受人に移転する。

(譲渡物品の引渡及び引取等)

第6条 譲渡人は、前条の規定による譲渡人による支払確認がなされたことを条件として、本事業開始日に当該譲渡物品を譲渡人から譲受人に引き渡すものとし、譲受人はこれを速やかに引き取る義務を負うものとする。

2 譲渡人は、譲渡物品の引渡しにあたり、適正な履行を確認するため譲渡人の職員を立ち会わせるものとする。

3 譲受人は、前各項の規定による譲渡物品の引渡しを受けたときは、受領書を譲渡人に提出するものとする。

(危険負担)

第7条 譲受人は、本契約締結時から譲渡物品の引渡時までにおいて、当該物品が譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失、毀損した場合を除き、譲渡人に対し譲渡代金の減免を請求することができない。

(瑕疵に関する責任)

第8条 譲受人は、本契約締結後、譲渡物品に数量の不足、その他隠れた瑕疵(種類、品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。)等のあることを発見した場合、譲渡物品の引渡しから12ヶ月以内に譲渡人に対して書面により請求した場合に限り、譲渡代金の減免又は損害賠償の請求をすることができる。

(契約の解除)

第9条 譲渡人及び譲受人は、相手方が本契約に規定する義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 譲渡人は、実施契約が解除その他の理由で本事業開始日前に終了した場合、本契約を解除することができる。本事業開始日以降は、いかなる理由によっても本契約を解除することはできないものとし、その場合の譲渡物品の取扱いを実施契約の規定に従うものとする。

3 譲渡人は、譲受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が実施契約第75条第1項第13号アに定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及びその他の関係者であると認められるとき、又は譲受人若しくは譲受人の親会社等が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 実施契約第75条第1項第13号イに定める暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(返還金等)

第10条 譲渡人は、譲渡人又は譲受人が前条に規定する契約解除権を行使したときには、譲受人が支払った譲渡代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には延滞金は付さない。

2 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人の負担した本契約の費用を返還しない。

3 譲渡人は、解除権を行使したときは、譲受人が譲渡物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第11条 譲渡人及び譲受人は、第9条に規定する契約解除権を行使したとき及び相手方が本契約に定める義務を履行しないことにより損害を受けたときは、損害賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第12条 譲渡人は、第10条第1項の規定により譲渡代金を返還する場合において、譲受人が前条の損害賠償金を譲渡人に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺

することができる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて譲受人の負担とする。

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第15条 本契約に定めのない事項については、実施契約に従うほか、必要に応じて譲渡人と譲受人とが協議して定める。

(以下余白)

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、譲渡人及び譲受人が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和●年●月●日

譲渡人	所在地	神奈川県葉山郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

譲受人	所在地
	商号又は
	名称
	代表者

別紙

譲渡物品の品名、規格、数量

別紙 3-1 町が維持する協定等

本契約第 12 条第 1 項に規定する「別紙 3-1 に記載の協定等」は、以下のものとする。

- (1) 葉山町と神奈川県との間における公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する規約
- (2) 公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する協定
- (3) 公共下水道使用料の徴収事務の事務委託に関する細目協定

別紙 3-2 町が維持する許認可等

本契約第 6 条第 1 項に規定する「別紙 3-2 に記載の許認可等」は、以下のものとする。

- (1) 道路占用許可（国道、県道、町道）
- (2) 河川占用許可書
- (3) 砂防設備占用許可書
- (4) 行政財産目的外使用許可

別紙 3-3 運営権者が締結する協定等

該当なし

別紙4 公有財産賃貸借契約

収入印紙 200 円

(土地の賃貸借のみ)

町は非課税

貸付人葉山町と借受人●●とは、令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第20条第2項に基づき、次の条項により公有財産賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。³

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定めない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

（総則）

第1条 貸付人及び借受人は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

2 実施契約と本契約の間に齟齬がある場合、本契約が実施契約に優先して適用される。

（貸付物件）

第2条 貸付人は、別記に記載する土地（以下「貸付物件」という。）を借受人に有償で貸し付け、借受人はこれを借り受ける。

（契約の成立）

第3条 本契約は、貸付人及び借受人双方の権限ある代表者による本契約への記名押印又は署名が完了したときをもって成立する。

（権利義務の譲渡等）

第4条 借受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、貸付人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（使用目的）

第5条 借受人は、貸付物件を【】用地としてのみ使用し、貸付物件上に借地借家法第2条第1号に規定する借地権の対象となる建物は設置しないものとする。

（貸付期間）

第6条 貸付期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの●年間とする。⁴

³ 本契約書案は、賃貸借の目的財産が土地であること、及び、当該土地に建物が建設されないことを前提として作成されています。建物の所有を伴う土地の賃貸借の提案又は建物の賃貸借に関する提案がなされた場合には、必要な修正を加える予定です。

⁴ 貸付期間に関する提案内容に応じ、延長の規定を設ける可能性があります。

(貸付料)

第7条 各事業年度の貸付料は、金●円とする。

- 2 貸付期間の満了日前に本契約が終了したときにおける、本契約の終了日が属する事業年度に係る貸付料は、当該事業年度中に貸付していた月数により月割り計算し、貸付期間の初日から契約解除日までの期間が1ヶ月に満たないときは、日割り計算する。なお、月割り又は日割り計算した貸付料に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。貸付人は、貸付期間の満了日前に本契約が終了した場合、第8条に基づき受領済の当該事業年度の貸付料から、本項に従って計算された当該事業年度の貸付料を減じた額を、借受人に対して支払う。
- 3 貸付人は、貸付物件の価格が上昇したとき、貸付人が貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めたときは、貸付料の増額を請求することができる。

(貸付料の支払)

第8条 借受人は、前条の規定による各事業年度分の貸付料を、当該事業年度の開始日の前日までに、それぞれ貸付人の指定する口座に振り込む方法により貸付人に支払わなければならない。この場合における振込手数料は、借受人の負担とする。ただし、これらの期限が葉山町の休日を定める条例（平成元年葉山町条例第9号）第1条の町の休日であるときは、当該町の休日の前日をもってその期限とする。

(遅延損害金)

第9条 借受人は、貸付料等本契約に基づく金銭を各支払期日までに支払わないときは、葉山町の定める所定の遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第10条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承諾を得ないで、貸付物件を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

(使用目的等の変更)

第12条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸付人の承諾を得なければならない。(1)貸付物件の使用目的を変更するとき(2)貸付物件の形状又は形質を変更するとき(3)貸付物件上に、建物又は工作物を建築するとき

(物件保全義務等)

第13条 借受人は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保存に努めなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責を負うものとし、貸付人が借受人に代わって賠償の責を果たした場合には、借受人に求償することができる。
- 3 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、ただちに貸付人にその状況を通知しなければならない。
- 4 貸付人は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(実地調査等)

第14条 貸付人は、債権の保全その他必要があると認めたときは、借受人に対し、その業務又は資産の状況に関し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料若しくは報告の提出を求めることができる。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 借受人は、第11条から前条までに規定する義務に違反したときは、違約金として違反した事業年度の貸付料に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が借受人の責に帰することができないものであると貸付人が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する違約金は、第19条第1項に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第16条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 2 貸付人は、貸付人が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 3 貸付人は、借受人の役員若しくはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員等及びその他の関係者であると認められるとき、又は借受人若しくは借受人の親会社等が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下

本項において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 転貸契約その他の契約に当たり、その相手方が第(1)号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 借受人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を転貸契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、貸付人が借受人に対して当該契約の解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
- 4 借受人は、貸付人が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 5 借受人は、第6条に規定する貸付期間にかかわらず使用目的を終了するときは、使用目的を終了する日の6ヶ月前までに書面により貸付人に予告した上で、本契約を解除することができる。
- 6 本契約の他の規定にかかわらず、実施契約が終了した場合には、本契約は当然に終了する。

(暴力団の排除のための協力)

第17条 借受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 借受人は、本契約に関する転貸契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、借受人を通じて貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(原状回復)

第18条 借受人は、第6条に規定する貸付期間が満了し、又は第16条の規定により本契約が解除され若しくは終了して貸付物件を貸付人へ返還する場合には、貸付期間の満了日又は契約解

除日若しくは契約終了日までに、借受人の負担と責任にて貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人と借受人の協議により、原状回復の程度を定めることができる。

- 2 借受人は、前項但書により原状回復の程度を定めて貸付物件を返還した場合において借受人が貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕料等の必要費及びその他の費用があつても、これを貸付人に請求しないものとする。

(損害賠償)

第19条 借受人は、本契約に定める義務の不履行により貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 貸付人は、本契約に定める義務の不履行により借受人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 貸付人は、第16条第2項に規定する解除権の行使により借受人に損失が生じたときは、その損失を補償しなければならない。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 本契約の成立及び効力についての準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 本契約に定めのない事項については、実施契約に従うほか、必要に応じて貸付人と借受人が協議して定める。

別記（第2条関係（貸付物件））

所在	地番	公簿地目	地積(㎡)				備考
			公簿		貸付け		

(以下余白)

本契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人及び借入人が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

貸付人	所在地	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

借入人	所在地
	商号又は
	名称
	代表者

別紙 5 保険

本契約第 24 条第 1 項に基づき、運営権者の責任と費用により付する保険の種類及び金額のうち、特に含めることが義務付けられる保険の種類及び金額は以下のとおりとする。

第三者賠償責任保険（填補限度額：対人 1 億円/1 名・3 億円/1 事故以上、対物 3 千万円/1 事故以上）

別紙 6-1 全体改築実施覚書

葉山町（以下「町」という。）と●●（以下「運営権者」という。）とは、運営権設定対象施設（町と運営権者の間の令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に関する業務に関し、以下のとおり覚書（以下「本全体改築実施覚書」という。）を締結する。

なお、実施契約において定義されている用語は、本全体改築実施覚書で別途規定しない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本全体改築実施覚書においても同じ意味を有するものとする。

（改築に関する業務の内容及びその範囲）

第1条 要求水準書で言及しているストックマネジメントを基に町が定めた第1期改築計画から第5期までの改築計画のうち、令和9年度から令和28年度までの期間の改築に関する業務を、実施契約に基づく改築に関する業務の対象とする。

（改築に関する業務に要する費用）

第2条 前条に規定する期間の改築に関する業務に要する費用の予定額は、金●円とし、各期における改築に関する業務に要する費用の予定額は、以下のとおりとする。

第1期（令和9年度から令和12年度）	： 金●円
第2期（令和13年度から令和17年度）	： 金●円
第3期（令和17年度から令和22年度）	： 金●円
第4期（令和23年度から令和28年度）	： 金●円

（改築に関する業務の実施）

第3条 運営権者は、実施契約、本全体改築実施覚書、中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書に規定するところにより、改築に関する業務を行う。

（費用の支出）

第4条 各期の改築に関する業務に要する費用の負担については、実施契約、中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書に規定するところによる。

- 2 町は、前項の費用のうち町が負担すべき額を、実施契約及び年間改築実施覚書の定めるところにより、運営権者に支払う。

（報告等）

第5条 運営権者は、各期の改築に関する業務に関して建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに町にその概要を通知するものとする。

- 2 町は、改築に関する業務の実施に関して必要があると認めるときは、実施契約の規定により運営権者に報告を求めることができる。

(中期改築実施覚書)

第6条 町と運営権者とは、実施契約に従って、各期に行う改築に関する業務の内容及びその範囲及び費用その他必要な事項について規定した中期改築実施覚書を第1条及び第2条に定める各期において締結するものとする。

(本全体改築実施覚書の効力)

第7条 本全体改築実施覚書は、本全体改築実施覚書に基づくすべての中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第8条 本全体改築実施覚書に定めのない事項については、実施契約に従う。

(以下余白)

本全体改築実施覚書を証するため、本書2通を作成し、町及び運営権者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

町	所在地	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

運営権者	所在地
	商号又は
	名称
	代表者

別紙

改築に関する業務の対象及びその範囲

別紙 6-2 中期改築実施覚書

葉山町（以下「町」という。）と●●（以下「運営権者」という。）とは、町と運営権者の間の令和●年●月●日付全体改築実施覚書（以下「本全体改築実施覚書」という。）に基づき、令和●年度から令和●年度までの期間における運営権設定対象施設（町と運営権者の間の令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に関する業務に関し、以下のとおり覚書（以下「本中期改築実施覚書」という。）を締結する。

なお、実施契約において定義されている用語は、本中期改築実施覚書で別途規定しない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本中期改築実施覚書においても同じ意味を有するものとする。

（改築に関する業務の内容及びその範囲）

第1条 令和●年度から令和●年度までの期間について、別紙記載の対象及び範囲の改築に関する業務を、実施契約に基づく改築に関する業務の対象とする。

（改築に関する業務に要する費用）

第2条 前条に規定する期間の改築に関する業務に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における改築に関する業務に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国交付金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、以下のとおりとする。

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

（改築に関する業務の実施）

第3条 運営権者は、実施契約、本中期改築実施覚書及び年間改築実施覚書に規定するところにより、改築に関する業務を行う。

（費用の支出）

第4条 各事業年度の改築に関する業務に要する費用の負担については、実施契約及び年間改築実施覚書に規定するところによる。

- 2 町は、前項の費用のうち町が負担すべき額を、実施契約及び年間改築実施覚書の定めるところにより、運営権者に支払う。

(年間改築実施覚書)

第5条 町と運営権者とは、実施契約に従って、各事業年度に行う改築に関する業務の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について規定した年間改築実施覚書を毎事業年度締結するものとする。

(本中期改築実施覚書の効力)

第6条 本中期改築実施覚書は、本中期改築実施覚書に基づくすべての年間改築実施覚書がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第7条 本中期改築実施覚書に定めのない事項については、実施契約に従う。

(以下余白)

本中期改築実施覚書を証するため、本書２通を作成し、町及び運営権者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和●年●月●日

町	所在地	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

運営権者	所在地
	商号又は
	名称
	代表者

別紙

改築に関する業務の対象及びその範囲

別紙 6-3 年間改築実施覚書

葉山町（以下「町」という。）と●●（以下「運営権者」という。）とは、町と運営権者の間の令和●年●月●日付中期改築実施覚書（以下「本中期改築実施覚書」という。）に基づき、令和●年度における運営権設定対象施設（町と運営権者の間の令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーター PPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築に関する業務に関し、以下のとおり覚書（以下「本年間改築実施覚書」という。）を締結する。

なお、実施契約において定義されている用語は、本年間改築実施覚書で別途規定しない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本年間改築実施覚書においても同じ意味を有するものとする。

（工事・業務名、工事・業務区分、完成期限、年度支出区分及び出来高並びに改築費用）

第 1 条 実施契約及び本中期改築実施覚書に基づき令和●年度において運営権者が実施する改築に関する業務（以下「本改築業務」という。）の工事・業務名、工事・業務区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに改築費用は、以下のとおりとする。

工事・業務名	工事・業務区分 ⁵	完成期限	年度支出区分及び出来高 ⁶					改築費用 ⁷
			令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	
【 】工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
【 】工事			●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円 ●%	●円
【 】業務			●円 ●%	●円 ●%				
【 】業務				●円 ●%				
当該年度支出合計 ⁸			—	●円	—	—	—	—

⁵ 当該事業年度から新たに開始される工事・業務の場合は「新規」と、前事業年度以前に開始された工事・業務の場合は「継続」と記載します。

⁶ 各事業年度につき、表に記載された工事・業務が当該事業年度に実施されない場合は、「—」と記載します。

⁷ 各工事・業務に係る改築費用の総額を記載します。

⁸ 年度改築実施覚書の対象となる事業年度に係る各工事・業務の改築費用の合計額を記載します。

(費用の支払)

第2条 町は、実施契約に規定するところにより、本改築業務の実施に要する費用のうち町が支払うべき額を運営権者に支払うものとする。

(町による実施確認による検査及び引渡し)

第3条 運営権者は、本事業年度の末日までに、本改築業務に係る工事を完成し、実施契約第40条の規定に従い町による実施確認による検査を受けた上で、本改築業務に係る工事の目的物を町に引き渡すものとする。

(本年間改築実施覚書の効力)

第4条 本年間改築実施覚書は、第2条の規定に基づく町による費用の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第5条 本年間改築実施覚書に定めのない事項については、実施契約に従う。

(以下余白)

本年間改築実施覚書を証するため、本書2通を作成し、町及び運営権者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

町	所在地	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

運営権者	所在地
	商号又は
	名称
	代表者

別紙 7 利用料金設定割合の定期改定（需要及び物価変動）

実施契約第 47 条 2 項 1 号に定める「別紙 7 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。

実施契約第 47 条 2 項 1 号に定める利用料金設定割合の定期改定においては、需要変動及び物価変動について以下の規定により改定を行う。

なお、葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例施行規則第 3 条に定める利用料金設定割合の上限までは変更を許容し、それを超える場合については相互で協議・調整を図り、運営権者への過度な負担が発生しないように町は対応する。

(1) 需要変動

需要変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前 3 ヶ年の利用料金収入提案額と実績利用料金受領額に変動（増減）が生じた場合、(3) に示す算定式に準じ利用料金設定割合の算定を行う。

(2) 物価変動

物価変動は、運営権者が提案書提出時に提示した改定前 3 ヶ年の以下に示す物価変動費の物価変動比率が、改定時と比較し変動（増減）した場合、(3) に示す算定式に準じ利用料金設定割合の算定を行う。町及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、参照される物価指標を変更する必要があると合理的に認める場合、相手方に対し、参照される物価指標の変更について協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、町及び運営権者は、参照される物価指標の変更について誠実に協議を行う。

物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指標
人件費	○	神奈川県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される 電工単価（以下本別紙 7 (3) 及び別紙 8 (2) において「物価指標①」 という。）
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業 製品（以下本別紙 7 (3) 及び別紙 8 (2) において「物価指標②」とい う。）
動力費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される電力（以下本別 紙 7 (3) 及び別紙 8 (2) において「物価指標③」という。）
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均 （以下本別紙 7 (3) において「物価指標④」という。）
保守点検費	○	物価指標④
廃棄物処理費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される廃棄物 処理（以下別紙 7 (3) 及び別紙 8 (2) において「物価指標⑤」とい う。）
その他営業経費	○	物価指標④

(3) 算定式

利用料金割合の改定にあたっては、改定期間までに判明した使用料等収入実績を考慮し、改定期間の使用料等収入の推計を見直す。見直した使用料等収入を反映し、以下の算出式により利用料金設定割合の改定を行う。この場合、具体的な改定の内容については、町及び運営権者の間の協議によって定める。

【算出式】

改定利用料金設定割合＝（次期３ヵ年の提案利用料金額^{※1}＋次期３ヵ年の物価変動増減額）／過去の使用料等収入の実績変動を踏まえ見直した次期３ヵ年の推定使用料等収入

次期３ヵ年の物価変動増減額

$$＝次期３ヵ年の提案物価変動費^{※1}×（物価変動比率－１）$$

※1 提案時の値

物価変動比率＝

- 人件費の提案物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標①の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標①の平均値）
- ＋薬品費の提案物価変動費の合計額に占める割合×直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標②の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標②の平均値）
- ＋動力費の提案物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標③の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標③の平均値）
- ＋修繕費の提案物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標④の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標④の平均値）
- ＋保守点検費の提案物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標④の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標④の平均値）
- ＋廃棄物処理費の提案物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標⑤の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標⑤の平均値）
- ＋その他営業経費の提案物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の２年度前の事業年度１年間における物価指標④の平均値÷令和８年度の１年間における物価指標④の平均値）

なお、定期改定時には、事業者提案に対し、利益増減の発生状況の確認を行い、必要に応じ利用料金設定割合について協議調整を行う。

需要量予測は、過年度までの使用料等収入の実績を考慮し、見直し時点の翌年度以降の使用料金等の推計を見直すものとする。

別紙 8 利用料金の臨時補正

実施契約第 48 条 2 項 1 号に定める「別紙 8 に定める算定方法」は、以下のとおりとする。

実施契約第 48 条 2 項 1 号に定める利用料金の臨時補正においては、物価変動について以下の規定により改定を行う。なお支払いにあたっては、月毎に物価指標の変動を確認し（１）に該当する月があれば（２）に基づき補正額を算定し、それを 1 年間分合算し、支払いを行う。

（１）物価変動

物価変動は、以下に示す物価変動費の物価変動比率が前回定期改定前と比較し 4%超の変動（増減）が生じた場合、（２）に示す算定式に準じ臨時補正額の算定を行う。町及び運営権者は、本契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により、参照される物価指標を変更する必要があると合理的に認める場合、相手方に対し、参照される物価指標の変更について協議を申し入れることができる。かかる申入れが行われた場合、町及び運営権者は、参照される物価指標の変更について誠実に協議を行う。

物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指標
人件費	○	物価指標①
薬品費	○	物価指標②
動力費	○	物価指標③
廃棄物処理費	○	物価指標⑤

（２）算定式

【物価が上昇を示した場合】

臨時補正額＝物価変動費×（物価変動比率－1.04）

【物価が低下を示した場合】

臨時補正額＝物価変動費×（0.96－物価変動比率）

物価変動比率＝

人件費の物価変動費の合計額^{※1} に占める割合×（補正前 1 年間^{※2} における物価指標①の
 平均値÷前回定期改定時に指標とした年度(初回は令和 8 年度)の 1 年間における物価指標
 ①の平均値)
 ＋薬品費の物価変動費の合計額^{※1} に占める割合×（補正前 1 年間^{※2} における物価指標②の
 平均値÷前回定期改定時に指標とした年度(初回は令和 8 年度)の 1 年間における物価指標
 ②の平均値)
 ＋動力費の物価変動費の合計額^{※1} に占める割合×（補正前 1 年間^{※2} における物価指標③の
 平均値÷前回定期改定時に指標とした年度(初回は令和 8 年度)の 1 年間における物価指標
 ③の平均値)

＋廃棄物処理費の物価変動費の合計額^{※1} に占める割合×（補正前1年間^{※2} における物価指標⑤の平均値÷前回定期改定時に指標とした年度(初回は令和8年度)の1年間における物価指標⑤の平均値)

※1 前回定期改定が行われている場合はその改定後の値、初回改定時は提案時の値

※2 補正前1年間とは改定検討月の属する月から遡って1年間とする

別紙 9 利用料金収受代行業務委託契約
業務委託契約書

- 1 業務の名称 葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業に係る下水道利用料金収受代行業務
- 2 業務の場所 葉山町及び関連の区域
- 3 契約金額 契約金額は 0 円とする。
- 4 履行期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業の実施にあたって、上記の業務を委託するため、令和●年●月●日付葉山町下水道ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業公共施設等運営権実施契約書（以下「実施契約」という。）第 49 条第 1 項に基づき、運営権者である●●（以下「委託者」という。）と葉山町（以下「受託者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項により公正な業務委託契約（頭書を含み、以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、実施契約において定義されている用語は、本契約に別途定めない限り、文脈上別意に解すべきものを除き、本契約においても同じ意味を有するものとする。

令和●年●月●日

委託者	所在地
	商号又は
	名称
	代表者

受託者	所在地	神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
	代表者	葉山町下水道事業管理者
	葉山町長	山梨 崇仁 印

条項

(業務委託)

第1条 委託者は、受託者に対し、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

- (1) 使用料等の調定
- (2) 使用料等の納入通知
- (3) 使用料等の収納
- (4) 使用料等の督促

(再委託)

第2条 受託者は、委託業務の処理を第三者（以下「再委託先等」という。）に委託し、又は請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該再委託先等への委託又は請負に関する契約の締結後速やかに、当該契約を締結した旨及び契約の相手方を委託者に通知する。

(管理義務)

第3条 受託者は、委託業務の着手から完了に至るまで、委託業務全体の管理及び使用人等の行為について、すべての責任を負わなければならない。

- 2 受託者は、委託業務を再委託した場合、再委託先等を指導及び管理する。

(関係法令の遵守)

第4条 委託業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、葉山町下水道条例（平成10年7月16日条例第24号）その他関連する法令を遵守し、使用者及びその関係者の情報及びデータの保護に最善の努力を払わなければならない。

(事業所及び営業時間)

第5条 受託者が、委託業務を実施する場所及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 場所

葉山町及び関連の区域

(2) 営業時間

平日の午前8時30分から午後5時15分までを含む、受託者が業務内容により設定した営業日の営業時間とする。ただし、この営業日の営業時間外であっても、柔軟に対応できる体制を整えておくものとする。

(届出書等の処理)

第6条 受託者は、委託業務において、使用者等から受理した届出書及び申請書等（以下「届出書等」という。）を保管するものとする。受託者は、委託者が求めた場合には、速やかに届出書等を委託者に開示しなければならない。

(業務に関する書類の提出及び報告等)

第7条 受託者は、委託業務を実施するにあたっては、委託者に対し、次の各号に掲げる届出等を行わなければならない。

- (1) 業務予定表の提出各事業年度において業務を実施しようとするときは、あらかじめ当該各事業年度に係る業務予定表を委託者に提出し、委託者の承諾を受けるものとする。ただし、年間を通じての日常的な業務については、業務予定表の提出を省略することができる。
 - (2) 業務完了報告書の提出各事業年度において業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
 - (3) 業務責任者の届出業務の実施にあたり、委託者に業務責任者を届け出なければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者と受託者が別途合意により定める内容及び形式の報告書を、別途合意により定める期限までに提出しなければならない。
- 3 前各項に規定するもののほか、受託者は、委託業務に関し報告が必要と判断したときは、適宜の方法で遅滞なく報告しなければならない。

(業務に関する調査等)

第8条 委託者は、必要に応じ、合理的な範囲で、委託業務の処理状況について調査し、又は受託者に対して報告を求めることができる。

(収受した利用料金の支払)

第9条 受託者は、委託者に対し、各月において使用者等から収受した使用料等のうち利用料金相当額を、使用者等が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、これらの期限が葉山町の休日を定める条例（平成元年葉山町条例第9号）第1条の町の休日であるときは、当該町の休日の前日をもってその期限とする。また、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。

(検査)

第10条 委託者は、第7条第1項第2号の業務完了報告書を受理したときは、直ちに検査をし、検査の結果を受託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の規定による検査の結果、不合格とされたときは、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(業務内容の変更)

第11条 受託者及び委託者は、必要があると認めるときは、委託者と受託者の間で協議の上、委

託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、かかる協議においてこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第12条 履行期間は、実施契約に定める本事業期間が延長された場合には、当該本事業期間の末日まで当然に延長されるものとする。

(損害の負担)

第13条 受託者は、委託業務の実施上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理(当該損害の賠償を含む。)しなければならない。ただし、当該損害が、委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

2 受託者は、事故による損害が発生したときは、直ちに書面により当該事故による損害の発生を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、委託業務の実施に当たって使用する物品等について、故意又は過失によって生じたと認められる故障、損傷又は紛失により委託者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

(費用の負担)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務調整会議)

第15条 委託者と受託者は、必要と認めるときは、相手方に対し、業務調整会議の開催を求めることができる。

(機密保持)

第16条 受託者は、委託業務の実施する上で取得又は保有した使用者等についての情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

2 受託者は、委託業務を実施する上で取得又は保有した個人情報の漏洩を防止するため、次の各号に規定するところにより保護措置をとらなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う者を必要最低限のものに限定し、及びアクセス制限等により他の者がその情報に触れることができないよう措置し、並びに取り扱う業務責任者等に対し、情報の適正な取扱いをするよう指導しなければならない。
- (2) 委託業務に係る個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払わなければならない。
- (3) 委託業務の実施において不要となった一切の個人情報は、受託者が自己の責任において処

分しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 受託者は、委託業務の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、細心の注意をもって個人情報の保護及び管理にあたらなければならない。

(天災その他)

第18条 受託者は、実施契約に規定する不可抗力により、委託業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間、委託業務に係る提供を停止し、委託業務に係る提供に関する本契約上の一切の義務を免れるものとする。

(契約の終了)

第19条 実施契約が終了した場合、本契約は当然に終了する。

2 前項の規定により本契約が終了した場合、受託者は、委託者に対し、本契約の終了時点において受託者の指定する銀行口座に着金済であり、かつ委託者に対し未払の利用料金相当額を、第9条に従って支払う。

3 本契約の終了時点までに受託者の指定する銀行口座に着金していない利用料金の取扱いについては、委託者及び受託者の協議により定める。

(権利義務の譲渡等)

第20条 受託者及び委託者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議により定める。

(規則等の遵守)

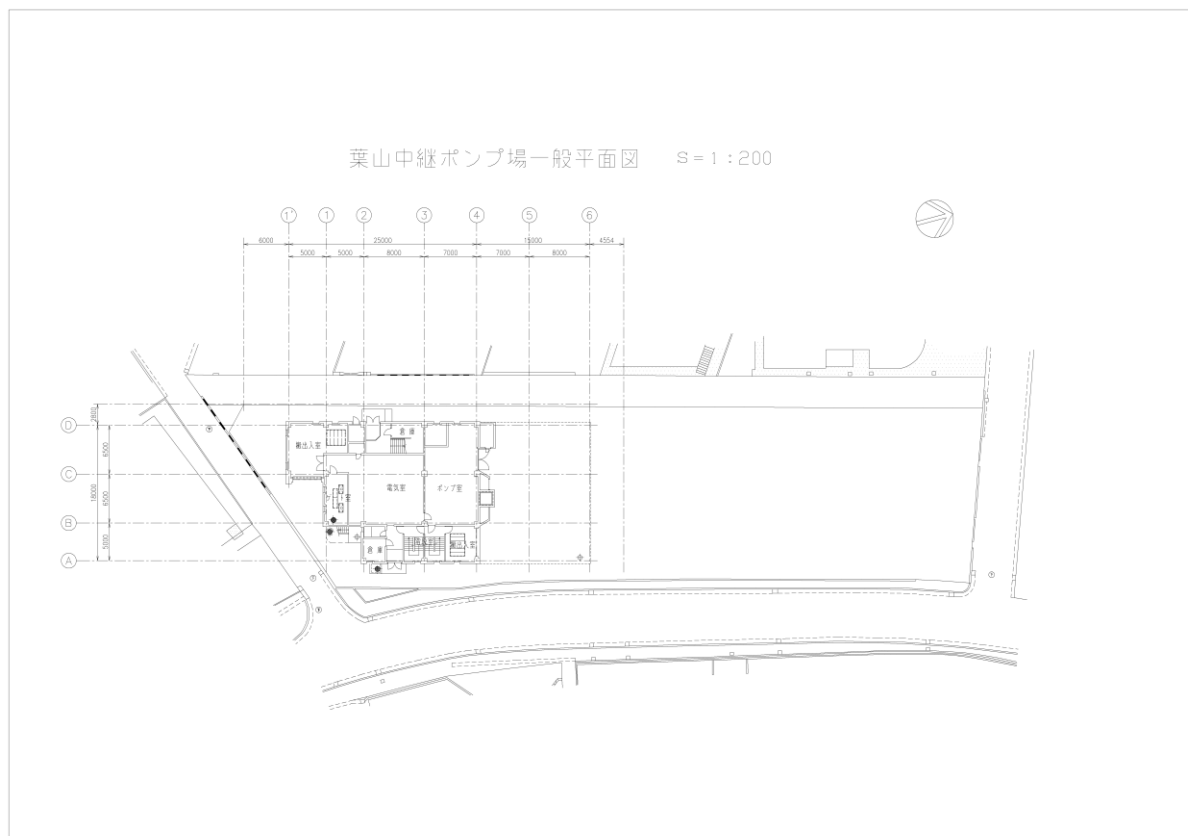
第23条 本契約の履行にあたっては、本契約のほか、実施契約その他の関連する契約及び法令等を遵守しなければならない。

(以下余白)

1. 葉山浄化センター（神奈川県三浦郡葉山町長柄 1735 番地）



2. 葉山中継ポンプ場（神奈川県三浦郡葉山町一色 2516 番地）



葉山町工事請負契約約款(参考)

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、標記の工事の請負契約に関し、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面及び仕様書をいい、現場説明書及び質問に対する回答書を含む。）に従いこの契約を履行しなければならない。
- 2 この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者が定めることができる。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表等)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成して発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、この限りでない。
- 2 請負代金内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 3 受注者は、工事に着手したときは、その翌日までに工事着手届を発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに該当する保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項第3号から第5号までの保証は、第45条第2項第3号から第5号までに規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を受注者に請求することができ、受注者は保証の額の減額を発注者に請求することができる。
- 6 第1項第2号の規定により契約保証金に代えて国債又は地方債等を担保として提供した場合は、その額面の10分の8をもって契約保証金の額とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条** 受注者は工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

- 第7条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

- 第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条** 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければ

らない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い若しくは工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
 - (4) 関連する2以上の工事における工程等の調整
- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行わなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置き、現場代理人等選任届をもってその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者等（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（同条第3項に規定する工事にあつては専任に限る。）、同条第2項に規定する監理技術者（同条第3項に規定する工事にあつては専任で、かつ同条第5項に規定する者に限る。）、同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐及び同法第26条の2第1項又は第2項に規定する専門技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の規定による請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障が無く、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人及び主任技術者等は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 11 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置の請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

3 受注者は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に書面をもって発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に書面をもって受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質、検査等)

第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の規定による検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検

査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、直ちに書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面をもって当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

ならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者の講ずるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第17条** 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を

負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書内に矛盾（これらの優先順位が定められている場合を除く。）があること。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して講ずるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 前項の調査の結果において、第1項の規定による事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものについては、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合においては、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したために受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成させることができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした工期延長申請書をもって工期の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日とする。）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の規定による請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による場合においては、受注者は、その講じた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講ずることを求めることができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に与えた損害)

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を与えたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じ

たものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。
- 3 前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第 29 条** 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者いずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の規定による損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって損害による費用の負担を求めることができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相当する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成させたときは、工事しゅん工届を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の工事しゅん工届の提出を受けたときは、その日から14日以内に発注者の指定する検査職員（以下「検査員」という。）により受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、契約の性質上これにより難い特別な事情があるときは21日以内とする。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定による申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前3項の規定を適用する。
- 6 発注者又は検査員は、第2項の検査に当たり必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合における当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(請負代金の支払)

第 32 条 受注者は、工事目的物が前条第 2 項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、契約の性質上これにより難い特別な事情があるときは 60 日以内とする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 33 条 発注者は、第 31 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により工事目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって、受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 34 条 受注者は、契約書記載の工事の完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を保証事業会社と締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 に相当する額以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、中間前払金に関して契約書記載の工事の完成の時期を保証期限とする保証契約を保証事業会社と締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る確認を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに確認を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が 10 分の 2 以上増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）から受

領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。第2項の規定は、この場合について準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が10分の2以上減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「遅延防止法で定める率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第36条** 受注者は、第34条の規定による前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に使用してはならない。

（部分払）

- 第37条** 受注者は、工事の完成前に工事の出来形部分並びに発注者が部分払の対象とすることを認めた工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部

分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認を工事出来高検査申請書をもって発注者に求めなければならない。

- 3 発注者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立ち会いのうえ、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知するものとする。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認の通知があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求があった日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が出来高金額を定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ (出来高金額 - 既に部分払の対象となった出来高金額 (以下「前回出来高金額」という。)) $\times$ (9/10) - 前払金額 $\times$ ((出来高金額 - 前回出来高金額) / 請負代金額)

(部分引渡し)

第 38 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分 (以下「指定部分」という。) がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 31 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 4 項及び第 32 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相当する請負代金の額 $\times$ (1 - 前払金額 / 請負代金額)

第 39 条 削除

第 40 条 削除

第 41 条 削除

(第三者による代理受領)

第 42 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条（第 38 条において準用する場合を含む。）又は第 37 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

- 第 43 条** 受注者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 38 条の規定において準用される第 32 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、直ちにその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

- 第 44 条** 発注者は、引き渡された工事目的物に瑕疵（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。）がある場合は、受注者に対し、当該瑕疵の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完についての催告をしたにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その瑕疵の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- （1） 履行の追完が不可能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を受注者が明確に表示したとき。
 - （2） 特定の日時又は一定の期間内に完成させなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項本文の催告をしても履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、引渡しを受けた日から 2 年以内に受注者に対して請求の根拠を示して瑕疵について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「追完請求等」という。）をすることができる。ただし、引渡しを受けた日から 2 年以内に受注者に対して瑕疵の内容を通知した場合は、当該通知から 1 年以内に追完請求等を行うことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の瑕疵については、第 31 条第 2 項の検査の際に直ちに履行の追完を請求しなければならない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で

発見できなかった瑕疵については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「2年」とあるのは「1年」と読み替えるものとする。

- 5 前2項の規定を適用する場合は、民法第637条第1項の規定を適用しない。ただし、瑕疵が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。
- 6 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について追完請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 7 発注者は、引き渡された工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、当該瑕疵を理由とした追完請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の損害賠償請求等）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成させることができないとき。
 - (2) 工事目的物に瑕疵があるとき。
 - (3) 第47条第1項又は第2項の規定により工事の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 第47条第1項又は第2項の規定により工事の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がこの契約の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
 - (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等この契約を解除したとき。
- 3 第1項各号又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項が社会通念に照らして受注者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、前2項の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号に該当する場合であって、発注者が損害の賠償を請求するときの請求額は、発注者は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に应じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額とする。

- 5 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 6 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第46条** 発注者は、第4条第1項の規定により、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）が発注者に、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知をし、当該権利及び義務に対する承継について、発注者の承諾を得たときは、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させるものとする。
 - (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
 - 3 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

(発注者の解除権)

- 第47条** 受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、発注者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、発注者は、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工事を工期内に完成させないとき又は工期経過後相当の期間内に完成させる見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第10条第1項に定める主任技術者等（監理技術者補佐を除く。）を設置しないとき。
 - (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完をしないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除

く。)したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反してこの契約に係る請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、又は完成させることを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第44条第1項の履行の追完をすることが著しく困難であることが明らかであるとき。
- (4) 特定の日時又は一定の期間内に工事を完成させなければ契約をした目的を達することができない場合において、工事を完成させないでその時期を経過したとき。
- (5) 第49条第1項又は第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

ケ この契約に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき

(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。)

- 3 発注者は、第1項各号又は前項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 発注者は、工事が完成しない間において、第1項又は第2項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第48条 発注者がこの契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除く。）した場合において、受注者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、受注者は、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書が変更されたため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えたときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 3 受注者は、第1項及び前項各号に掲げる事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、当該各号に掲げる事項が社会通念に照らして発注者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者がこの契約による債務の履行をしないとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じて契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは発注者に帰属し、当該引渡しを受けた出来形部分に相当

する請負代金を受注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査のために必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定により前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分に相当する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条第2項第3号から第5号まで又は第47条第1項若しくは第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の利息を付した額を、解除が第47条第4項又は第48条第1項若しくは第2項の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 第1項の場合において、第45条第2項の違約金があるときは、当該違約金を出来形部分に相当する請負代金額から控除することができる。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 9 第5項前段及び第6項前段に規定する受注者の講ずるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条第2項第3号から第5号まで又は第47条第1項若しくは第2項の規定によるときは発注者が定め、第47条第4項又は第48条第1項若しくは第2項の規定による

ときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する受注者の講ずべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第51条 受注者は、この契約に関して第47条第2項第6号ク又はケのいずれかに該当することとなった場合は、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前項に規定する額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物、工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第53条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息を徴収する。

(あっせん又は調停)

第54条 この契約について、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受

注者との間に紛争を生じた場合には、発注者又は受注者は、建設業法第 25 条の規定により設置されている神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 55 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第 56 条 この契約書に定めのない事項については、葉山町契約規則によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。